



2017年度版

マレーシア 投資ガイド

KPMGマレーシア



はじめに

このマレーシア投資ガイドは、マレーシアに投資またはマレーシアにて事業を行うことを検討されている方々のために、情報提供を目的として、KPMGが発行しているマレーシアに関する諸出版物の1つです。

この投資ガイドは、マレーシアで事業活動を行うにあたって準拠しなければならない諸法規の要請、並びに税制や諸条件の概略を説明することを目的としています。

本投資案内で説明している情報は全てを網羅するものではなく、またそれを目的としていません。外国での投資や事業に関する意思決定を行う際には、そのプロジェクトに関わる全ての事項を詳細に検討する必要があります。したがって、この投資案内に示すマレーシアの投資環境は、初期段階での意思決定の参考に資するに過ぎません。

自己の事業拡大の機会としてマレーシアに注目している投資家は、専門家による個々の詳細なアドバイスを受けることをお勧めします。

詳細についてのお問い合わせは、下記の日系企業担当デスクまでご連絡ください。

2017年6月

KPMG マレーシア クアラルンプール事務所

Partner: Foong MunKong

Partner: Tai Lai Kok

エグゼクティブディレクター: 渡辺 和哉

シニアマネジャー: 榊原 大輔

マネジャー: 松元 勝彦

Level 10, KPMG Tower

8, First Avenue, Bandar Utama 47800 Petaling Jaya, Selangor

Malaysia

< www.kpmg.com/my >

電話 03 -7721-3388 (内線3107 / 5394 / 3504)

ファックス 03 -7721-3399

E-mail kazu yawatanabe1@kpmg.com.my / daisukesakakibara@kpmg.com.my / kmatsumoto2@kpmg.com.my

目次

Table of Contents

1	社会、政治および経済の概況	5
1-1	社会	5
1-2	政治	6
1-3	経済	6
2	事業拠点の構築	9
2-1	外国投資規制(現地資本の参加要請)	9
2-2	マレーシアへの進出・活動の形態	10
2-3	会社設立手続と運営	15
2-4	外国企業(支店)の登録手続	18
2-5	駐在員事務所	19
2-6	外国人駐在員	21
3	法人所得税	23
3-1	法人所得税制の特色	23
3-2	納税者の区分(居住法人・非居住法人)	23
3-3	税率	23
3-4	賦課年度と基準年度	23
3-5	申告・納税手続	24
3-6	課税所得の範囲	24
3-7	課税所得の計算	25
3-8	グループ会社間の損益通算制度	33

3-9	源泉税	34
3-10	外国税額控除	36
4	税務上の優遇措置	38
4-1	製造業に対する税務上の主要な優遇措置	38
4-2	その他の主要な優遇措置	41
4-3	新たな優遇措置	45
5	個人所得税	49
5-1	納税者の区分(居住・非居住者)	49
5-2	税率	50
5-3	課税年度	50
5-4	申告・納税手続	51
5-5	課税対象となる所得	51
5-6	所得控除	54
5-7	税額控除	54
5-8	預金利子の非課税	55
5-9	非居住者に対する免税	55
6	移転価格税制	56
6-1	Income tax (Transfer Pricing) Rules 2012	56
6-2	移転価格ガイドライン	57
6-3	事前確認制度(Advance Pricing Agreement, APA)	57
6-4	Income Tax (Country-by-Country Reporting) Rules 2016	57
7	間接税	58
8	その他の税金	63
9	租税条約	65
10	税務調査	68
11	税務行政関連	70
11-1	国税当局(IRB)への事前解釈申請	70
11-2	不服申立制度の整備	70
11-3	税関が所轄する間接税に関する不服申立審査機関の設置	70
11-4	税関当局との事前確認	71

12	為替管理	72
12-1	非居住者に対する規制	72
12-2	居住者に対する規制	73
12-3	マレーシア中央銀行による新たな為替規制	74
13	会計と監査	75
13-1	マレーシアの会計基準	75
13-2	法定監査と監査基準	77
14	会社法	78
14-1	会社の種類	78
14-2	会社定款	78
14-3	株式	78
14-4	株主総会	79
14-5	取締役	80
14-6	会社秘書役	82
14-7	会計監査人	82
14-8	会社の決算と配当	82
14-9	会社の清算	83
	連絡先	84

1 社会、政治および経済の概況

1-1 社会

人口

マレーシアの人口は約3,099万人であり、複数の民族から構成されている。民族構成はマレー系約62%、華人系約21%、インド系約6%、その他11%である。

言語

マレーシアの国語はマレーシア語であるが、ビジネスの場においては英語が使われている。その他、広東語、福建語、中国語、タミル語なども使用されているが、日常生活も含めて広く英語が普及している。

宗教

マレーシアの国教はイスラム教であり、国民の6割以上が信仰している。ただし、信仰の自由は保障されており、道教、仏教、キリスト教、ヒンドゥー教などを信仰する人々も存在する。

教育

マレーシアの教育制度においては、義務教育という規定は存在しない。6歳児から就学し、初等教育6年、中等教育5年、大学予科・職業訓練・大学などの高等教育へと続き、初等教育の就学率はほぼ100%である。なお、英語教育は初等教育の段階から実施されている。

通貨

マレーシアの通貨はリンギットである。1998年以降、対米ドル固定レート制を維持してきたが、2005年7月、中国人民元の切り上げに追随し、マレーシアも通貨バスケット制を採用した。2017年前半は、1米ドル4.3リンギット前後、1リンギット25円から26円前後とここ数年は通貨安が進行している。

1-2 政治

歴史

西暦1500年代より400年以上にわたりポルトガル、オランダ、イギリスにより支配され、第二次世界大戦中は日本に占領されていた。第二次世界大戦後、1948年にイギリス保護のもとでマレーシア連邦が建国され1957年にイギリスからの独立を果たした。1963年にはシンガポール(連邦参加の2年後にマレーシアから独立)およびボルネオ島の2州(サバ州とサラワク州)が加わり、現在のマレーシアが形成された。

政治制度

マレーシア憲法は1963年8月に制定され、国王のもと、立法、司法、行政の三権分立が確立されている。国王は世襲制の州統治者(スルタン)の中からスルタンの互選により選出される。

議会は上院と下院から構成されている。連邦議会に加えて、13州それぞれが州議会を有している。

独立後、与党連合である国民戦線がマレーシアを治めており、継続的かつ安定した国家運営がなされている。

1-3 経済

産業構造

マレーシアは原油、天然ガス、錫などの天然資源に恵まれた国である。1957年の独立以降、農業およびハイテク産業などによる輸出および内需により経済成長を果たしてきた。また、自由主義経済を堅持し、マレーシア国内外の投資家にとって極めて魅力のある環境を整備している。

マレーシア経済は成長を続けており、国内総生産(GDP)成長率は一時2009年に1.7%のマイナス成長に転じたものの、2013年には4.7%、2014年は6.0%、2015年には5.0%の成長を記録した。堅調に伸びる内需に支えられつつも原油価格下落等の影響から、2017年は経済成長率4.0~5.0%程度の成長が予測されている。引き続き高い成長が見込まれる個人消費と好調な輸出部門が、マレーシア経済の牽引役となっている。

政府政策

政治の実権を握るのは下院で、議席数は222議席。この過半数を常時、与党連合・国民戦線(BN)が占めている。政治は安定している。与党連合は、最大多数のマレー系(UMNO)を核とし、中国系(MCA)、インド系(MIC)、その他から構成されている。首

相はUMNOから任命され、1981年から2003年はマハティール、その後2009年3月までアブドゥラ・バダウィが努め、その後をナジブ・ラザク首相(6代目)が引き継いだ。

マハティール首相時代「ルックイースト政策」が有名であり、欧米に向いていた国民の目を、特に日本に向ける政策が特徴的である。この政策は現在も重視されている。また、アブドゥラ首相が引き継いで就任して以来、地域開発、汚職追放および人材育成を重要視し、改革を推進してきた。しかし、2008年3月の下院選挙で与党連合は議席数を大きく減らした。その後、ナジブ首相が就任し新内閣を組閣した。ナジブ首相は2008年に発生した世界金融危機に対して、2009年3月10日にマレーシア経済を刺激する目的で600億リンギット(GDPの9%相当)もの追加景気刺激策を発表している。これは、失業率の減少および雇用機会の創出・国民の負担の軽減・危機に直面している民間部門の支援・将来に向けての経済力の構築を、主要な目的としている。

その後、2009年10月にはナジブ首相就任後初の予算案の公表があり、「1MALAYSIA, TOGETHER WE PROSPER」のコンセプトのもとに、高所得経済への推進・全体的かつ持続可能な経済成長・Rakyat(多民族国家における全てのマレーシア国民の意味)の幸福の3つの方針を立てた。

2015年5月にはナジブ首相より「Eleventh Malaysia Plan(11MP)」が公表された。これは、2020年までに先進国の仲間入りを果たすというマレーシアの国家的な目標を実現するための最終5か年計画として位置づけられるものであり、公平な社会へ向けた包括的な前進、国民全ての福祉向上、先進国に向けた人材投資の加速、持続的かつ活気あるグリーン成長の追求、経済発展のためのインフラ強化、さらなる成長に向けた経済成長のリエンジニアリングといった6つのアジェンダが掲げられている。

マレーシア政府は中期的に国の競争力を強化していくにあたり、マレーシア国内外の投資家にとって魅力的な投資環境を一層充実させていく方針である。

外資導入政策

マレーシアは外国からの直接投資を大いに歓迎している。事実、外国からの直接投資によるマレーシア経済への貢献度は極めて高い。この数年ではASEAN自由貿易地域(AFTA)への加盟に続いてニュージーランド、インド、チリとの二国間FTA締結が発効され、今後もトルコ、韓国、EUとのFTAを目指すほか、環太平洋戦略的経済パートナーシップ(TPP)の交渉等、FTA戦略が加速している。世界を取り巻く不安定要因にもかかわらず、外国からマレーシアへの直接投資の金額は比較的安定している。

マレーシアへの外国直接投資(FDI: net figure)は、2013年388億リンギット、2014年351億リンギットとなっており、製造業・鉱業が過半を占めている。対外投資を呼び込むため、マレーシア政府は5つの経済成長コリドール(NCER: Northern Corridor Economic Region, SDC: Sabah Development Corridor, ECER: East Coast

Economic Region, IRDA : Iskandar Malaysia, SCORE:Sarawak Corridor of Renewable Energy)を設け、多数の多国籍企業を誘致している。

日本との関係においては、直接投資や貿易、技術協力などを通じて緊密な二国関係を築いており、2015年12月現在、約1,456社の日系企業がマレーシアに進出しており(製造業約771社、非製造業約685社)、製造業の約4割を電気・電子産業が占めている。

為替管理・金融政策・金融市場

低物価上昇率および低失業率という強いマクロ経済のファンダメンタルズに弾力的な金融政策を運用することにより柔軟な通貨供給を実現し、経済活動を支えている。

2 事業拠点の構築

2-1 外国投資規制(現地資本の参加要請)

原則、民間企業の外国資本出資比率については、所轄官庁のライセンス・許認可に課された条件による。

1) 製造業

株主資本(払込資本および剰余金の合計額)が2,500,000リンギット以上またはフルタイムの従業員数が75人以上の会社は、1975年工業調整法(ICA)に基づき国際通商産業省(MITI)に対し製造業ライセンスの申請・取得を義務付けている。製造業ライセンスの申請は、MITI傘下の政府機関であるマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出する。MITIのガイドラインによれば、売上の80%以上を輸出していれば、100%の外国資本比率を認めるとされていたが、当該規制は緩和され、2003年6月17日以降の申請については輸出比率、製品種類、業種を問わず外国資本100%による設立が認められた。ただし、2003年6月17日より前の申請による既存会社については、MITIにより設定された旧来の外国資本規制が引き続き適用される点に注意が必要である。なお、株主資本が2,500,000リンギット未満かつフルタイム従業員が75人未満の会社でも、「ICAに基づく製造ライセンスの免除確認書」をMIDAに提出できる。

2) 製造業以外

マレーシア政府は、ナジブ首相の新方針により2009年4月以降、次々と資本規制緩和・撤廃を発表、新規参入の会社について、外国資本100%が認められる産業・分野が広がった。2009年4月22日にサービス産業27分野(健康、社会、観光、運送、ビジネス、コンピューターに関連するサービス)で、最低30%のブミプトラ資本の保有を求める規制を撤廃した。2009年4月27日に金融・保険業に関する資本規制緩和が発表され、投資銀行、イスラム銀行、保険会社、タカフル保険の外資出資比率がこれまでの49%から70%に引き上げられた(ただし、国内の商業銀行に関する上限は30%で据え置かれている)。

2009年6月30日には、FICの「マレーシア・外国資本による株式・資産の買収、合併・吸収に関するガイドライン」が撤廃され、FICは解散された。ただし、国

家権益に関わる事業(水・エネルギー・電力供給、放送、防衛、保安等)については、外資参入を30%までに制限している。

※注: 下記のようなステータスを取得した会社は、外国資本100%が認められている。

- ① マルチメディア・スーパー・コリドー(MSC)ステータス会社
- ② イスカンダル地域開発庁(IDA)によりステータスを承認された会社
- ③ 地域統括(Principal Hub)等のステータスを承認された会社など

また、2010年5月12日に国内取引・協同組合・消費者省(MDTCC:Ministry of Domestic Trade, Co-operatives & Consumerism)が、広く流通取引・サービスを行う下記の販売会社およびサービス会社を対象とした「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入ガイドライン(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia)」を発行している。

- ハイパーマーケット
- デパート
- スーパーストア
- 専門店
- その他のさまざまな販売形態

当該ガイドラインにおいては、ハイパーマーケットを除き、外国資本100%が認められることとなっている。

2-2 マレーシアへの進出・活動の形態

進出形態

マレーシアにおける外資系企業の進出形態としては、(1)会社(現地法人)の設立(合併あるいは全額出資)、(2)支店設立、(3)駐在員事務所設置の3つがあるが、製造・販売等をすぐに行う場合、会社形態での進出が通常であり、一般的に非公開株式有限責任会社の形態が採られる。この他、株式公開を視野に入れる場合は公開株式有限責任会社の形態が採られることもある。

＜留意点＞

事業目的で現地法人を設立する場合に、特に留意する点として次のようなものがある。

1. マレーシア進出プロジェクトのフィージビリティ(企業化可能性)の検討・確認
2. 資本構成、従業員雇用、合併パートナー選定など重要事項の検討において外資規制との整合
3. 技術面、法律面、財務面からの検討

4. 収入、コスト、設備投資、資金調達等、事業活動が実行される実際の通貨、とこれを記録する会計上の機能通貨の検討(事業活動が実施される通貨が必ずしもマレーシアリングギットになるとは限らないことから、為替変動のリスクを適切に管理し、経済実態に即した意思決定を行うため、会計上の機能通貨の検討が重要となる)
5. マレーシアは長い英国統治の歴史より、その法律制度は英国の法律制度、コンローの原則に基づいており、英国と同様判例法主義を採っているため、運用面での調査も必要

事業内容によっては、進出できる事業の形態が限定されていたり、会社設立前に所轄官庁の認可を取得する必要があるため、あらかじめ当局に確認が必要することが肝要である。

進出形態別の特徴は以下のとおり。

	駐在員事務所	支店	現地法人
概要	将来の工場建設の事前調査、その他マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。駐在員事務所の設置有効期間は通常2年で、2年に1度、更新手続きが必要になる。	政府または政府関係機関との合同プロジェクトに参加する場合は比較的認められやすいが、外資企業の進出形態としてはあまり一般的ではない。	会社法上、設立可能な会社は「株式有限責任会社(公開または非公開)」「保証有限責任会社」「無限責任会社」の3種類ある。外国企業が会社を設立する際には「非公開株式有限責任会社」の形態をとることが最も一般的である。
外国人株主	政府機関の承認は不要	N/A	原則、外国人株主の制限なし (特定の事業活動を行う場合には必要)
契約行為	不可	可	可
法人所得税率	N/A	24%	24%
利益還元	N/A	支店で獲得した利益は送金可能	現地法人が獲得した利益は配当として還元可能

	駐在員事務所	支店	現地法人
外国人労働者	雇用パスは、マレーシア工業開発庁(MIDA: Malaysia Investment Development Authority)からの承認を取得後、駐在員事務所長(Chief Representative)のポジションにつき付与される。 また、雇用パスは、駐在員事務所の設置期限を超えない範囲で付与される。	雇用パスは、マレーシア入国管理局(Immigration Department)から付与される。 付与数は、事業活動および申請するポジションに必要となる能力・技術が考慮される。	雇用パスは、マレーシア入国管理局(Immigration Department)から付与される。 付与数は、事業活動および申請するポジションに必要となる能力・技術が考慮される(事業活動の内容によっては、他の省庁の承認が別途必要となる場合がある。e.g.小売業や卸売業)。
登記	マレーシア工業開発庁へ申請	マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commission of Malaysia)へ登記	マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commission of Malaysia)へ登記
登記手数料	N/A	本社の資本金額に応じた登記手数料が必要	会社名登録:RM50 会社設立登記:RM1,000
会計監査	N/A	要	要
取締役	N/A	N/A	最低1人の居住者(公開会社は最低2名の居住者)
会社秘書役	N/A	N/A	要
会社代理人	N/A	要(マレーシア居住者)	N/A
期限	通常2年 (マレーシア工業開発庁の承認があれば延長可能)	無期限 (支店閉鎖は、税務クリアランスおよびマレーシア企業委員会への通知が必要)	無期限 (現地法人の清算は、株主総会の特別決議を経て税務クリアランスおよび清算の手続が必要)

	駐在員事務所	支店	現地法人
出資	本社からの送金	本社からの送金	資本金または借入金
外国人労働者の個人所得税	居住者: 最高28%の累進課税 非居住者: 28%の課税	居住者: 最高28%の累進課税 非居住者: 28%の課税	居住者: 最高28%の累進課税 非居住者: 28%の課税
小売業・卸売業	不可 (駐在員事務所の活動は以下に限定される) ・ 市場調査および製品開発活動 ・ 事業活動の計画またはコーディネート ・ マレーシア進出(投資および事業)に関連した情報収集・分析およびフィージビリティ・スタディ ・ 原材料・部品の調達先調査 ・ マレーシア子会社および関連会社間の調整作業 ・ その他、実際の営業活動に直接関与しない活動	不可	可

※注: 雇用パスについては、マレーシア工業開発庁(MIDA)やマレーシア入国管理局に対して、当該ポジションへマレーシア人を雇用する代わりに外国人を雇用することについての合理的な説明が求められる。

会社(現地法人)の設立

マレーシア会社法(The Companies of Act)は英国の会社法を基本とし、さらに基本法案をオーストラリアの会社法に準拠して1965年に制定されたものが長らく使用されていたが、国際的な水準に即した近代的な会社法を導入するために、約50年ぶりに「2016年会社法」として改正され2017年1月に施行された。会社の形態は、出資社員(株主)の責任内容により、①株式有限責任会社、②保証有限責任会社、③無限責任会社に分けられる。

① 株式有限責任会社(Company Limited by Shares)

出資社員(株主)の責任を所有株式の払込金額および未払込金額に限っている会社。これはさらに、イ)公開会社(Public Company)、ロ)非公開会社(Private Company)に分けられる。書式変更および商号変更の特別決議議本を登記官に提出すれば、組織変更が可能である。

イ)公開会社: 社名の末尾にBhd.(Berhad)を付す。株式譲渡制限なし。財務諸表の公開が義務付けられる。

ロ)非公開会社: 社名の末尾にはSdn.Bhd.(Sendirian Berhad)が付される。株主が50人以下で、株式の譲渡が制限される会社。

- ・ 公衆一般に対し会社の株式または社債の公募を行うことを禁止。資本金の調達は私募による。財務諸表の公開の義務はない。

② 保証有限責任会社(Company Limited by Guarantee)

社員の責任を各社員の出資限度額以内とし、会社財産で返済しきれない債務があった場合、その限度内で不足額支払保証をする会社。

③ 無限責任会社(Unlimited Company)

社員の責任に何ら制限のない会社である。

日本企業の事業形態

マレーシアにおける日本企業の事業形態は、上記と同様に、(1)会社(現地法人)の設立(合併あるいは全額出資)、(2)支店設立、(3)駐在員事務所設置の3形態であり、製造・販売等をすぐに行う場合、会社形態での進出が一般的である。

さらに、日系企業が子会社または合併会社を設立する場合に採用する形態は、非公開株式有限責任会社が大部分である。この他、株式公開の事情等によって公開株式有限責任会社の形態が採られることもある。

2-3 会社設立手続と運営

以下、マレーシア国内で非公開会社を設立、運営することを前提として説明する。

会社の設立手続

1. 会社の設立手続フロー(マレーシア企業委員会(CCM)のWebsiteを基に記載)

1. システム上の電子申請	マレーシア企業委員会 (CCM: Companies Commissions of Malaysia) のホームページにある「MyCoID2016」というシステム上で電子申請をする。この際に以下、①と②の2つの方法を選択することができる。②の場合で、会社名の登録が認められた場合には、申請日以後30日間当該会社名は申請者のために保持される。 ① 希望する会社名が使用可能かどうかを調べる会社名登録手続と会社設立登録に必要な情報を申請する会社設立登録申請手続を同時に実施するケース(会社法14条)と ② 先に会社名登録手続だけを実施し、後に会社設立登録申請手続を別途、実施するケース(会社法27条) 申請が提出されると1営業日で申請手続が処理され、申請が承認された場合には、申請者にemailでその旨が伝達される。 会社名登録手続には、社名1つにつきRM50の、会社設立登録申請手続にはRM1,000の申請手数料が発生する。
2. 会社名の使用に関する要件	・ 既に登録されている名称や、「Royal」「King」「Imperial」など王族との関係を惹起したり、「National」「State」「Asean」など政府機関と関係する印象を与えるものは、商号として使用することができない。 ・ 非公開株式有限責任会社の場合、会社名の後に「Sdn.Bhd.」をつける。 ・ 「Malaysia」「Johor」などの国名、地名を会社名に含める場合は括弧() に入れ、「xxxx (Malaysia) Sdn.Bhd.」あるいは「xxxx (M) Sdn.Bhd.」とする。
3. 設立時の発起人および取締役の選定	従来、設立時には2人の発起人と、マレーシア居住者(雇用パスを取得している外国人でも可)の取締役が少なくとも2人必要とされていたが、改正会社法では、1名の発起人と1名のマレーシア居住取締役(非公開会社の場合)で会社設立が可能となった。

4. 会社設立登録申請手続	会社設立登録の際に以下の情報を電子申請する(会社法14条)。 ① 予定する会社名 ② 公開会社か非公開会社かのステータス ③ 事業の内容 ④ 予定する登録住所 ⑤ 株主の氏名、身分証明、国籍等 ⑥ 取締役の氏名、身分証明、国籍等 ⑦ 会社秘書役の氏名、身分証明、国籍等(申請時に決まっている場合。なお、会社設立後30日以内に会社秘書役を任命する必要がある) ⑧ 発行予定株式の内容、株式数(株式有限責任会社の場合) ⑨ その他の事項(登記官が必要と判断した場合) 上記の申請の際、発起人または取締役の発起人または取締役就任に関する同意書、会社法の規定に基づき就任について不適格ではないことの証明が要求される。
5. 会社設立登録の確認	会社設立申請登録手続が会社法の要件を満たし、必要な手数料が支払われた後、CCMより会社の登録番号が付与され、会社設立の証明書が発行される(会社法17条)。

2. 会社の設立 各種手続

1) 定款の作成(会社法 32 条)

2016年会社法の下では、保証有限責任会社を除き、定款の作成は任意となった。仮に定款を作成する場合には、会社設立後に株主総会の特別決議を経て定款を採用する。この場合、採択日から30日以内にCCMに定款を提出する必要がある。なお、ビジネスライセンス等の手続の関係で定款が必要になることがあるため留意が必要。

2) 株式の登録(会社法 76 条)

株式の割当日から14日以内に各株主に対する株式の割り当て状況(発行済株式総数、払込資本金額など)をCCMに登録する必要がある。なお、2016年会社法により授權資本制度、額面株式制度が廃止された。

3) 社印(会社法 61 条)

社印は任意であるが、作成する場合には会社名および登録番号の記載が必要である。

4) 取締役の任命(会社法196条)

非公開会社は1人以上のマレーシアにおける居住者を取締役として任命しなければならない(以下、居住取締役)。取締役は成年に達した自然人であり、かつ、権利能力を有していることが前提となる。外国人であってもマレーシアにおいて就労許可を有し、マレーシアに居住しているものであれば、居住取締役として登録することができる。取締役の数に上限は無いが、定款に特段の上限が定められていれば、当該定款規定に従うことになる。

5) 登記住所(会社法46条)

マレーシア国内の住所を登記住所として登録する必要がある。登記住所には、会社登記証、定款、株主総会および取締役会議事録、財務諸表並びに会計帳簿等を保持する必要がある。ただし、CCMへ通知することにより、取締役会議事録以外の書類等は登記住所以外の場所で保持することも可能(会社法47条)。

設立後の諸手続

1. 必要な機関の任命

① 会社秘書役の任命(会社法235条)

会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる。

② 会計監査人の任命(会社法267条)

会社は規模の大小を問わず、マレーシアにおいて監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある。会社設立初年度は取締役会によって任命され、その後は、株主総会の普通決議により任命される。

2. 株主総会

2016年会社法により、非公開会社は年次株主総会の開催を省略することが可能となった。(会社法上、非公開会社は各事業年度ごとに株主総会を開催することが要求されなくなった。(会社法340条)) また、取締役や監査人の任期満了前の解任といった一定の議題を除き、書面による決議も認められる(会社法297条)。

3. 年次報告書の提出

各暦年ごとに会社設立日から30日以内に年次報告書「Annual return」を作成し、CCMに提出する必要がある(会社法68条)(ただし、会社の設立初年度を除く)。

年次報告書には以下の事項が記載されなければならない。

- ① 登記住所
- ② 事業の内容
- ③ 支店(該当する場合)を含む実際に事業が実施されている住所
- ④ 株主名簿が保管されている住所(登記住所に保管されていない場合)
- ⑤ 財務諸表が保管されている住所(登記住所に保管されていない場合)
- ⑥ 株式、社債の所有形態(株主、社債権者等)の概要
- ⑦ 負債総額
- ⑧ 取締役、会社秘書役、監査人の概要
- ⑨ 株主の名簿
- ⑩ その他必要とされる事項

4. 決算報告書の提出

事業年度末から6か月以内(会社設立初年度は、設立日後18か月以内)に決算報告書「Audit Report」として監査済財務諸表を株主に送付し、送付日から30日以内にマレーシア企業委員会(CCM)に提出する必要がある(会社法248条)。

2-4 外国企業(支店)の登録手続

外国企業がマレーシアでビジネス活動をするためには、会社法に基づきマレーシア企業委員会(CCM)に外国企業の登録をする必要がある(会社法561条)。会社名の承認に始まる一連の手続は現地会社設立とほぼ類似。また、1人以上の代理人を任命する必要があり、代理人は外国企業の代理人として会社法により要求される報告やペナルティーに対して責任を負う。なお、代理人を変更する場合にはCCMへの登録が必要である。

1. 支店名の使用許可申請	マレーシア企業委員会(CCM: Companies Commissions of Malaysia)に、希望する支店名が使用可能であるかを調べる。登記を行う外国企業の名称と異なる支店名を登記することはできない。
2. 支店登録申請手続	外国企業(支店)登録の際に以下の情報を申請する(会社法562条)。 ① マレーシア居住株主の氏名、ID、国籍、住所等(会社の場合、会社名、登記場所、登記番号等) ② マレーシア居住取締役の氏名、ID、国籍等

2. 支店登録申請 手続(続き)	③ 株主リスト(株主が500名以上の場合は上位20名および株主が500名以上であること証明書) ④ 発行済み株式の内容、株式数 ⑤ 会社代理人の氏名、住所 ⑥ その他必要とされる事項 申請にあたっては、代理人の就任承諾書を併せて提出する必要がある。
3. 支店登記手数料	登記に際して、資本金に応じてRM5,000からRM70,000の登録料をCCMIに支払う(Companies Regulations 2017)。
4. 支店登記後の義務	全ての外国企業は、マレーシアでの支店登記後30日以内にマレーシア国内の住所を登記住所として所定の様式でCCMIに提出しなければならない(会社法566条)。 支店は現地法人と同様、会計監査(会社法574条)・税務申告を行い、会社法の規定に従わなければならない。 支店の義務には次のようなものがある。 (1) 支店登記日から30日以内に年次申告書をCCMIに提出する(会社法576条)。 (2) 本社の財務諸表を支店の財務諸表と併せて、本社の年次株主総会後2ヵ月以内にCCMIに提出する(会社法575条)。 (3) 本社の資本金、取締役の変更等に変更があればCCMIに届出を行う(会社法567条)。

利益の送金

所轄官庁が外国会社に支店設置を認めた場合、支店は利益の送金につき、所得税法108条に規定される配当金からの控除に関する条項の適用は受けない。

2-5 駐在員事務所

マレーシアにおいて、一般的に駐在員事務所は、マレーシアで事業を本格的に営む前の段階における過渡的な形態と認識されている。マレーシア工業開発庁(MIDA)の許可を得ることにより開設し、マレーシア国外の本社の費用負担により運営することができる。しかし、駐在員事務所に認められる設置期間は、通常2年であり、許可の更新に際しては、MIDAから駐在員事務所が必要となる理由の説明を強く求められることが多い。

基本的な姿勢としては、マレーシア政府は現地法人形態での進出を奨励しており、駐在員事務所の設置を積極的には認めていない。そういった設置が認められるケースと

しては、マレーシアにとって有益と認められる活動を目的とした非営利活動に制限されている。

- マレーシアに投資する前段階としてフィージビリティ・スタディを行う場合
- 開発・建設プロジェクトの受注や参加のための資材調達、本国との業務連絡等で事務所が不可欠な場合 など

また、駐在員事務所の形態で実施可能な活動も下記の事項に限られている。

- 調査および情報収集活動
- 事業活動の計画および関係方面との調整作業
- マレーシアへの将来の進出のための市場調査、実行可能性調査
- 材料・部品調達可能性調査
- 関係会社間の調整作業
- その他、営業行為ではない行為

一方、駐在員事務所が下記の活動を行うことは認められていない。

- 輸出および輸入を含む営業活動
- 倉庫賃貸
- 外国会社の代理として契約締結
- 子会社、関係会社、支店の経営への関与

設置手続

- 1) 所定の書類をマレーシア工業開発庁(MIDA)に提出・申請する。書類に不備がなく承認される場合には、約1ヵ月で書面による承認通知が発行される。CCMへの登記は要求されない。
- 2) 所定書類は、①申請書、②直近の会計報告書、③会社登記簿謄本(英訳し、公証人の証明を受けたもの)、④現地における代理人選任届であり、提出が望ましい書類として、会社概要書(英文)、会社製品案内書(英文)、会社の事業や概況等を説明している資料がある。

開設時の条件

1. 営業活動の禁止(その他、実施可能活動および実施禁止活動がある)
2. 独立した事務所を構え、設立後14日以内に事務所の住所をMIDAへ通知
3. 駐在員事務所である旨の表示
4. 開設より2年後の合併会社設立の検討と認可取得の再検討(設置有効期限は通常2年)
5. 年間30万リンギット以上の事業経費支出
6. 毎年、活動報告書をMIDAへ提出

2-6 外国人駐在員

外国人駐在員の就労管理方針

マレーシアは人材の育成を既に行っており、全ての職種において、豊富な人材を抱えている。しかし、外国資本会社がマレーシアで事業を行うにあたり、マレーシア国内の労働市場では調達できない技能を必要とする場合には、マレーシア政府は外国人駐在員の就労を認めている。ただし、マレーシア政府としては、外国資本会社に対し、当初、マレーシアの労働市場では調達できない技能に関しても、会社におけるマレーシア人の人材育成を進め、マレーシア人に当該技能を担当させ、マレーシアの民族構成と会社従業員の民族構成比率を整合させる努力を求めている。

雇用パス(Employment pass)の取得

マレーシア国内の会社(外国資本会社を含む)との雇用契約に基づく場合、マレーシアの入国管理局から雇用パスを取得する必要がある。マレーシアの入国管理局より、「Expatriate Services Division」と呼ばれるガイドブックが公表されており、雇用パス等の取得手続について記載されている。以下、当該ガイドブックを参照して記載。雇用パスの取得については以下の4段階の手続が必要となる。

1. 会社の登録
2. 会社のActivation
3. 雇用パスの申請
4. パスポートのEndorsement

なお、1. 会社の登録にあたっては会社の種類(資本構成)ごとに以下の最低資本金要件がある。

会社の種類	最低資本金要件
100%ローカル資本の会社	RM 250,000
ローカルと外国資本の合併会社	RM 350,000
100%外国資本の会社	RM 500,000
外国資本が51%以上、かつ、WRTライセンスが必要な卸売・小売等の事業を行う会社	RM 1,000,000

上記の最低資本金要件のほか、会社が行う事業によってはライセンスの取得が要件となる場合があるため留意する。

また、3. 雇用パスの申請について、2017年9月1日以降、最低給与月額の上げなど要件を見直す旨が公表されている。

雇用パスの種類	現行		見直し案(2017年9月以降)		Dependent Pass(家族ビザ)取得
	給与 (リンギット)	有効期間	給与 (リンギット)	有効期間	
Category 1	5,000	最低2年	10,000	5年以下	可能
Category 2	5,000	2年以下	5,000-9,999	2年以下	可能
Category 3	2,500-4,999	1年まで (更新2回まで)	3,000-4,999	1年以下 (更新2回まで)	不可

上記、カテゴリーごとの基準はあるものの、雇用パス承認にかかる最終判断は、マレーシア入国管理局の裁量によるとされている。

プロフェッショナル・ビジット・パス(PVP: Professional Visit Pass)

プロフェッショナル・ビジット・パス(以下、PVP)は、マレーシア国外の会社に籍をおいたまま(マレーシア国内の会社との雇用契約が無いことが前提)、マレーシア国内で短期就労を行う外国人に発給される。例えば、特定のプロジェクトにおける専門技術を要する業務への従事、機械の据付や研修の実施等を行う場合である。PVP の取得については雇用パスと同様に 4 段階の手続が必要となる。

1. 会社の登録
2. 会社のActivation
3. PVPの申請
4. パスポートのEndorsement
3. PVPの申請においては、以下のカテゴリーのうち、いずれか1つに該当する必要がある。

カテゴリー1: 専門知識

カテゴリー2: 研究

カテゴリー3: ESD登録会社の研修・訓練

カテゴリー4: ボランティア

カテゴリー5: Malaysia Convention & Exhibition Bureau(MyCEB)の出展者

カテゴリー6: 特定の学生インターンシップ

また、PVPの有効期間は12カ月であり、有効期限後の延長申請は認められない。

3 法人所得税

3-1 法人所得税制の特色

マレーシア所得税法は、法人および個人に課せられる所得税を規定する法律である。同法においては、法人を定義して、「マレーシア、または他の国の法律に基づいて設立された法人および法人格のある社団をいう」としている。つまり、当該法律はマレーシア国内で設立された法人だけではなく、外国法人も適用対象としていることに留意を要する。

3-2 納税者の区分(居住法人・非居住法人)

法人は、居住法人および非居住法人に分類され、それぞれ課税の態様が異なる。ここで、居住法人とは、「その営業の管理、支配がマレーシア内で行われている法人」と定義されている。換言すると、取締役会などの意思決定が、マレーシア国内で行われている会社を意味する。これを「管理支配地主義」と呼ぶ。この考え方においては、外国法人が、マレーシア国内で実質的な事業を行っている場合には居住法人と同様の課税を受けることになる。

3-3 税率

居住法人は、原則として課税所得の24%が法人所得税として課される。

小規模会社 (Small and Medium Enterprise: 事業年度の開始時点で普通株式払込資本金が2,500,000リンギット以下かつ、払込資本金が2,500,000リンギット超の会社 (に支配されていないマレーシア居住法人) に対する優遇措置として、賦課年度2017より課税所得のうち、500,000リンギットまでの金額には18%が、500,000リンギットを超える金額については24%が法人所得税率として適用される。

なお、賦課年度2017と2018にかかる申告について、前年の所得に比べ当年の所得が増加した場合、当該増加部分についてのみ、増加割合に応じて法人税率が1%から4%軽減されることとされた。

3-4 賦課年度と基準年度

マレーシアの所得税法では、賦課年度 (Year of Assessment) と呼ばれる暦年基準で申告および納税が行われる。例えば、2017年の1月1日から12月31日の暦年1年間の所得に係わる法人所得税は、賦課年度2017において申告、納付される。

ただし、法人が暦年と異なる事業年度を採用している場合は、当該事業年度を基準期間(Basis Period)とし、事業年度の終了する基準期間内の所得として賦課年度が決定される。つまり、3月決算の場合であれば、会計年度と同じく4月1日から翌年3月31日までの事業年度に基づく申告も認められる。この場合、2016年4月1日から2017年3月31日にかかる事業年度の申告が賦課年度2017となる。事業所得以外の所得、例えば、配当、利子、賃貸料、使用料等については、事業年度に関わらず、原則として暦年基準で計算することとされているが、実務上は事業年度(基準年度)に合わせて計算・申告を行うことも認められている。

3-5 申告・納税手続

月次納付

事業年度開始日より30日前までに当該事業年度の年間法人所得税見積額をマレーシア国税当局(以下、IRB)に提出する必要がある。事業年度の6ヵ月目および9ヵ月目に法人所得税見積額の変更をIRBに申請することができるものとされている。また、事業開始初年度の法人は、当該賦課年度の見積法人税額を事業開始から3ヵ月以内に申告する必要がある。

当該見積額に基づき、当該基準期間の第2ヵ月目より毎月15日までにIRBに対して月次納付を行うことになる。

見積額に基づく月次納付の12ヵ月分累積額が最終税額(確定ベース)を30%以上下回った場合、不足額の10%相当がペナルティとして課される。なお、賦課年度2006以降、年間法人所得税見積額は前年の見積額の85%を下回らないものとされた。

2008年以降、小規模会社の新規設立の会社に対しては、最初の2賦課年度のみ法人所得見積および月次納付が免除される。ただし、マレーシアで設立されたマレーシア居住法人のみに限定されることとなる。

確定申告

事業年度終了日から7ヵ月以内にIRBへ確定申告を提出するとともに確定税額と月次納付累計額との差額を納付する。

3-6 課税所得の範囲

マレーシアの所得は、国内源泉所得と国外所得とに分けられる。国内源泉所得とは、「マレーシア国内で発生(Accruing in)または稼得(Derived from)した所得」と定義される。具体的には、マレーシア国内で行われた事業所得、国内の不動産・動産からの賃貸料、マレーシア国内の法人や個人から受取金利等が国内源泉所得に該当する。

法人の場合、この国内源泉所得のみが課税の対象となる。かつては、ラブアンのオフショア会社を除く居住法人については、国外所得のうち国内に受領された(Received in)

所得も課税対象とされていたが、賦課年度1995より国外所得は全て非課税とされた。これは、マレーシア法人の海外事業展開を促進するための、政策的な配慮による措置である(paragraph.28 Part I of schedule.6 of Income Tax Act)。ただし、この規定は、銀行、保険、海運、航空の各事業を営む法人には、適用されないので留意を要する。

また、国内源泉所得のうち、キャピタル・ゲインについては課税対象とはならない。キャピタル・ゲインとは、不動産やその他資産の売却や処分による譲渡益である。一方、それらの譲渡から損失(キャピタル・ロス)が生じた場合も、課税対象となる他の所得から控除(損金に算入)することはできない。なお、キャピタル・ゲインのうち、土地建物等の不動産の譲渡益には、不動産利得税(Real Property Gains Tax - RPGT)が課される。不動産利得税については、後述する。

以上をまとめると下記のとおりである。

	国内源泉所得	国外源泉所得
居住法人	原則、課税対象 ※キャピタル・ゲインは非課税	(一部の事業を営む法人を除き)課税対象外
非居住法人	一定の所得について源泉課税対象 ※事業所得については原則、PEなければ課税なし	(一部の事業を営む法人を除き)課税対象外

3-7 課税所得の計算

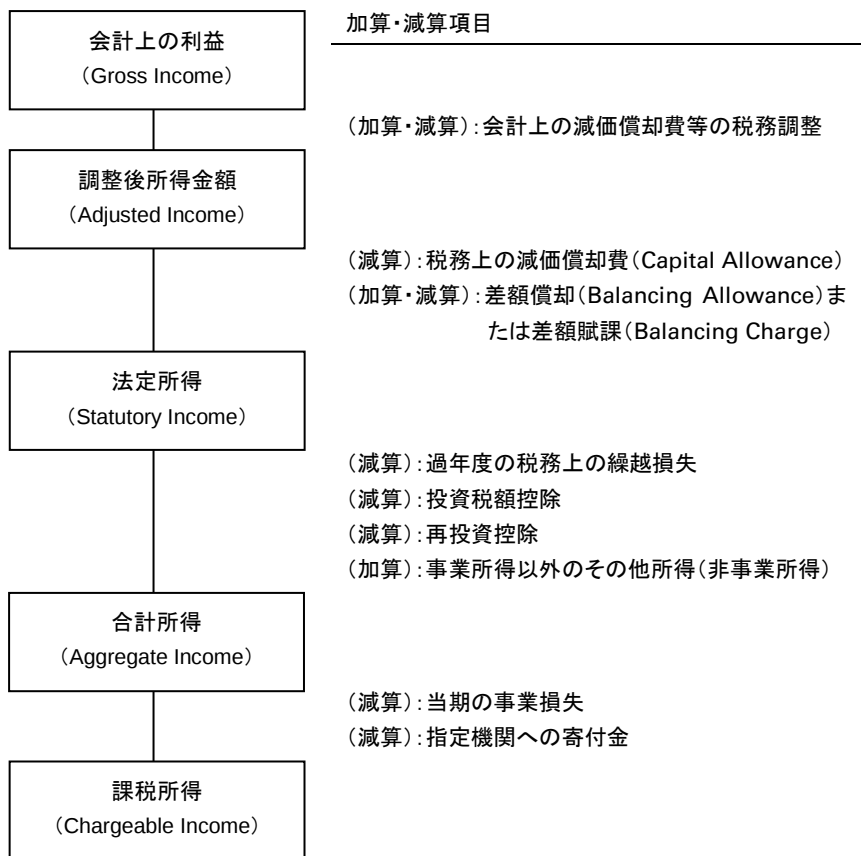
課税所得は、会社決算において求められた会計上の利益に税務上の調整を加えることから始まる。すなわち、会計帳簿作成において計上された収益および費用のうち、税務上の益金および損金に該当しないものを減算および加算する。その代表的なものが会計上で計算された減価償却費である。マレーシアでは、減価償却計算を会計上と税務上と全く別々に行う。これらの加算および減算を行った所得を、調整後所得(Adjusted Income)と呼ぶ。

次に、上記で加算された会計上の減価償却費に代わり、税務上の減価償却費(Capital Allowance)および過年度からの税務上減価償却費繰越額を控除する。この段階の所得を法定所得(Statutory Income)と言う。

さらに法定所得から税務上の繰越損失、投資税額控除、再投資控除がなされ、かつ、受取利息や受取賃料などの事業所得以外の所得がある場合には、ここで合算して合計所得(Aggregate Income)が算出される。

さらに、損金算入が可能な指定機関への寄付金があれば合計所得から控除されて、課税所得(Chargeable Income)が算出される。

以上をまとめると下記のとおりである。



減価償却費

会計上の減価償却費と税務上の減価償却費は全く別個のものとして計算される。もとより、その考え方は全く異なる。

会計上の減価償却とは、会社資産の減耗の発生を費用に認識して費用収益の対応を図るとともに、会社利益を留保して資産への投資額を回収することを目的としている。

一方、マレーシアの税法では会社資産の取得を資本取引としており、資産の減耗などという考え方は取り入れず、原則として一切、損金への算入を認めていない。ただし、政策的に近代的な工業への投資を促進するために、有形固定資産に関する税務上の減価償却費を例外的に認めている。

税務上の減価償却が可能な有形固定資産は、税法により限定されている。建物や構築物の場合には、産業用建物だけに税務上の減価償却が認められている。事務所用の建物は産業用建物には該当しないため、税務上の減価償却は認められていない。このため、工場敷地内の事務所専用建物は税務上の減価償却資産から除かれる。工場内に事務所部分が併設されている場合、原則として、占有面積で按分して事務所部分のコストを税務上の減価償却計算から除外する。ただし、事務所占有面積が工場建物全体の10%以下であれば全額、税務上の減価償却の対象となる。

産業用建物の例示

- 工場
- ドック、棧橋、防波堤 等
- 公道
- 倉庫業者の倉庫用建物
- 輸出製品のための倉庫（一定の条件あり）
- 水道、電気、通信事業設備
- 鉱業農業用建物・構築物
- 病院
- 従業員の福利厚生設備
- 従業員のための社宅・託児施設
- 研究・開発施設
- 教育・訓練施設

なお、各産業で用いられる機械設備については、全て税務上の減価償却が認められる。

前述のとおり、マレーシアにおいては、会計上の減価償却と税務上の減価償却とは全く切り離されて考えられている。すなわち会計上は、減価償却資産の範囲、減価償却方法、耐用年数等は、全て関連する会計基準に従って会社の取締役の判断に基づいて決定され、これを会計士が妥当なものとするれば当該会社の減価償却は適正な費用として取り扱われるのに対し、税務上は特定のカテゴリーに属する固定資産について税法独自の償却 (Capital Allowance) を認めるにすぎず、この税法の規定に基づいて算出された償却費のみが損金に算入される。したがって、会計上の減価償却費は、一旦全額加算し、代わりに税法の規定に準拠して計算された償却金額が所得より控除される。

償却率の一般的な概要は以下のとおり(償却率について、項目ごとに詳細な規定があるため留意する)。

- 工場等産業用建物 : 取得時償却10% / 年次償却3%
- 機械および設備 : 取得時償却20% / 年次償却14%(備品:10%、重機・車両:20%)

売却・除却等が行われた場合、「差額償却(Balancing Allowance)」または「差額賦課(Balancing Charge)」と呼ばれる処理を行わなければならない。詳細は次のとおりである。

- 「差額償却(Balancing Allowance)」:売却・除却収入が税務上の未償却残高を下回る場合、その差額は過年度における減価償却不足額とみなされ、償却額の追加計上が認められる。
- 「差額賦課(Balancing Charge)」:売却・除却収入が税務上の未償却残高を上回る場合、その差額は過年度における減価償却が過大であったため生じたものとみなされ、課税対象となる。ただし、売・除却収入が取得価額を超える場合には、その超える部分についてはキャピタルゲインとみなされ非課税である。

賦課年度2009以降、原状回復義務に係る除廃却費用については、以下の条件を満たす場合に、当該設備の税務上の簿価に加算することができる(その結果、差額償却に反映されることとなる)。

- ① 契約または法律に基づく設備の除廃却である。
- ② 再利用されない設備の除廃却である。
- ③ 非居住者への支払の場合には、対象となる源泉税が徴収され納税されている。

『特別な償却』

以下の機械および設備等については、特別な償却方法が認められている。

- 社用車: 名目上の取得価額に基づく。新車かつ購入価格が
150,000リンギット以下の場合 100,000リンギットまで
150,000リンギット超 の場合 50,000リンギットまで
が上限とされる。
- コンピュータおよび情報技術設備、制御機器、コンピュータソフトウェア:
取得時償却20% / 年次償却80%(賦課年度2009から2016まで)

少額固定資産

税務上の減価償却費の計算を簡略化することを目的とし、取得価額が1,300リンギット以下の少額固定資産については、取得時に税務上も全額即時償却することが認められている。

ただし、1事業年度における少額固定資産即時損金算入合計額は13,000リンギットを限度とする。なお、小規模会社の場合、少額固定資産即時償却の限度額はない。

なお、従来は、取得価額が1,000リンギット、1事業年度における少額固定資産即時損金算入合計額は10,000リンギットとされていたが、賦課年度2015から上記のように増額された。

割賦購入資産

割賦契約(Hire Purchase)により機械設備を購入している場合、取得時償却および年度償却の計算にやや違いがある。税務上の減価償却費の計上は、賦払金合計額ではなく、その年度までに支払を終えた累計金額についてのみ認められる。たとえば、初年度、頭金と1年度目の賦払金合計の4,400リンギットを対象として取得時償却と年度償却をそれぞれ計算する。その後、取得時償却はその年度の支払額、年度償却はその年度までの支払累計額を基礎として計算する。したがって、取得時償却も、その全額が計上し終えるのは賦払いの完了する3年度目になる。

説例：

現金購入価額	10,000リンギット
割賦購入価額	12,000リンギット
頭金	2,000リンギット
支払条件	500リンギット(400+金利100) × 20回
購入日	2014年7月(12月決算)

	2014	2015	2016	2017	2018	合計
資本的支出						
頭金	2,000					2,000
賦払金	2,400	4,800	800			8,000
小計 (a)	4,400	4,800	800			10,000
取得時償却 (a × 20%)	<880>	<960>	<160>			<2,000>

	2014	2015	2016	2017	2018	合計
年次償却 (a累計×16%)	<704>	<1,472>	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<6,976>
減価償却費合計	<1,584>	<2,432>	<1,760>	<1,600>	<1,600>	<8,976>

参考までに現金購入した場合の税務上の減価償却費計算

	2014	2015	2016	2017	2018	合計
取得時償却	<2,000>					<2,000>
年次償却	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<8,000>
減価償却費合計	<3,600>	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<1,600>	<10,000>

リース取引における税制

リース契約には、いわゆる賃貸借契約であるオペレーティング・リースと、リース期間中に資産の取得価額の大半がリース料として支払われるファイナンス・リースがある。これは会計上の区分であり、ファイナンス・リースの場合には、借入れによる資産の購入と実態は同じであるとして、借り手側の資産に計上する会計処理を行う。

一方、税務上、賃貸借契約と売買とみなされる契約の判定基準が会計上の考え方と相違する。リース契約にリース期間中あるいは終了時の買い取りオプションが付いているなど最終的には売買と同様の効果を与える条項がある場合、あるいはリース物件が特定用途の資産であり賃貸借に馴染まない場合に、税法上、当該リース契約は売買とみなされる。会計上のファイナンス・リースの判定基準には、リース期間やリース料の合計など他にも実態を判定する基準が採用されるため、税法上のそれはやや範囲が狭くなっている。売買と認定されたリース契約の税務上の減価償却費の取扱いは、割賦契約の場合と同様である。

欠損金および減価償却費の繰越

過年度の税務上の繰越損失(欠損金)は、法定所得から控除することができる。さらに、当期の法定所得から控除しきれない損失がある場合には、原則として、年数の制限無く、翌期以降に繰り越される。また、事業上の損失であれば、会社が別種の事業で稼得した所得から控除を行うこともできる。例えば、製造業を行っていた会社が、多額の損失を計上したために工場を閉鎖し、親会社から購入した製品の販売業に転じた場合、その販売業からの所得と製造業で計上した過年度の損失とを相殺することが可能である。

未使用の税務上減価償却費も、原則として、年数に制限なく繰り越すことが可能であるが、相殺する将来の所得は事業からの所得でなければならない。すなわち、税務上減価償却費の对象となっている建物や機械設備の使用と所得との因果関係が問われることになる。したがって、会社が販売業に転じた時点の税務上減価償却費の未使用額は、それ以降の期間に繰り越すことができない。この点、税務上の繰越欠損金の場合と取り扱いが異なることに留意する必要がある。

欠損金および減価償却費の繰越の制限

賦課年度2006以降は、休眠状態にある会社の欠損金および減価償却費の繰越の条件として、税務上の損失発生賦課年度・税務上減価償却費発生賦課年度末日現在の株主が翌賦課年度期首現在において会社の普通株式の50%超を保有していることが求められることに留意する必要がある。

非事業所得

金利収入や賃貸料収入などの非事業所得がある場合には、既述のとおり、法定所得に合算されて合計所得に含められる。非事業所得は、会計上の利益から調整後所得の計算に入る前段階で種類別に区分される。

事業損失は、翌期以降に繰越して将来の事業所得と相殺することができるが、事業損失以外の損失（例えば、受取利息よりも支払利息の方が大きい場合）は、当期の事業所得と相殺することができる。ただし、当期の事業損失と相殺した後もなお事業損失以外の損失の方が大きい場合、その額を翌期以降に繰越すことはできない。

なお、法定所得との合算の過程で、繰越事業損失と当期の非事業所得を相殺することはできない。

会社が暦年と異なる事業年度を採用している場合、事業所得は当該事業年度を基準期間として計算するが、非事業所得は基準年度（暦年）内に発生したものを申告することになっている。しかし、実務では、事業所得同様、会社の決算期間（基準期間）内に生じた額を申告することも認められている。

配当課税制度

2008年予算案における税制改正により、会社の利益に対する課税を最終課税とし、会社の利益から支払われる配当について源泉税は課税されず、株主側では免税とするシングルティア・システム（Single Tier System）が導入されている。シングルティア・システムは、賦課年度2013までを移行期間として、賦課年度2014から全面適用されている。一方、配当を受取るマレーシア国内の会社はマレーシア国内の投資先から受

取った配当金は免税となるが、受取配当金に直接対応する支払利息の損金算入は認められなくなった。

貸倒引当金と貸倒損失

マレーシア税法は引当金の繰入額の損金算入を認めていない。引当金とは会計上の概念であり、将来の損失または費用で、それが当期の収益と対応しており、金額の見積りが合理的に行えるものを意味する。代表的なものが売上債権について将来の貸倒損失を見積った貸倒引当金である。引当金は、会計上の費用収益対応の観点から、計上しなければならない費用項目であるが、税法上は、原則として、損金算入が認められず、実際の貸倒れの発生など、損失が確定した時点で損金として所得から控除される。

為替差損益

外貨建債権債務から生じる為替差損益の損金や益金算入への可否は、2つの基準により判定される。1つは、当該差損益の実現・未実現、もう1つは、当該差損益が収益取引から発生したものなのか、資本取引から発生したものなのかによる判定である。

為替差損益は、外貨建債権の実際の回収時、債務の実際の支払時に実現する。したがって、各会計事業年度末に行う為替換算替による差損益は未実現とされ、損金あるいは益金には算入されない。

キャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロス

投資や資産の売却益(キャピタル・ゲイン)または売却損(キャピタル・ロス)は所得税法上の益金または損金とはならない。

交際費

原則、事業に関連するその他の交際費は 50%だけ損金算入が可能である。交際費には、飲食、リクリエーション、その他の接待、これらを行うための旅費や宿泊費が含まれる。ただし、従業員の福利厚生を目的とした飲食費等は除外される。

例外として、下記に示すものについては、所得税法第 39 条(1)によって全額損金算入が可能である。

- (イ) 福利厚生的な意味で従業員に支給されるもの
- (ロ) 輸出振興のための海外展示会用贈答品および会社のロゴ入り贈答品
- (ハ) 新製品の市場開拓のためのサンプル試供品

(二) ビジネス促進のため、一般公開で行われる文化的イベントおよびスポーツイベント費用

(木) 完全に、販売に関連した交際費。ただし、範囲は限定的

交際費の損金算入のためには適切な証憑の整備が厳格に要求されるので、注意を要する。

指定寄付金

原則として、寄付金は損金への算入が認められない。したがって、全ての寄付金は、調整所得計算の過程で加算処理される。ただし、公益事業法人等、特に政府により指定された機関への寄付金には損金算入が認められるため、合算所得から控除される(賦課年度2009より合算所得の10%)が、控除しきれなかった額の翌期以降の繰越しは認められない。

指定寄付金を損金に算入する場合、寄付金支払の段階で、当該機関が大蔵省から事前に得ている認可番号を確認しておく必要がある。

創立費および開業費

会社設立費用および営業を開始するまでの期間の経費は、原則として損金算入が認められない。ただし、設立時の授權資本金が2,500,000リンギットを超えない会社については、創立費のうち特定のことを損金に算入できる。

支払利息

支払利息については、当該借入金が事業目的として利益の創出に使用された、または利益の創出のために使用、保持された資産に投下された場合に、損金算入が認められる。よって、当該借入が投資(株式購入、定期預金等)または貸付のために使用された場合には、支払利息について損金への算入が認められない(Interest restriction)。また、投資および貸付に使用された金額が当該借入金の金額よりも少ない場合には、支払利息の一部について損金への算入が認められないことになるが、Public Ruling 2/2011 INTEREST EXPENSE AND INTEREST RESTRICTIONに具体的な計算式にかかるガイドラインが規定されている。

3-8 グループ会社間の損益通算制度

賦課年度2006以降、下記の条件を満たす場合には、業種を問わず、マレーシアで設立されたグループ会社間において、赤字グループ会社の単年度の税務上の損失のうち、70%を限度として、グループの他の黒字会社の合計所得から控除することが認められる。

- i. 普通株式による資本金が2,500,000リンギット以上であること
- ii. 税務上の損失計上会社および黒字会社において事業年度が同一であること
- iii. 直接保有または間接保有により、税務上の損失計上会社と黒字会社において70%以上の株式保有関係があること
- iv. 所得控除を実施する事業年度およびその前事業年度を通じて70%以上の株式保有関係が継続して存在すること

ただし、下記の恩典を既に受けている会社は、グループ会社間の損益通算制度の適用を受けることはできない。

- a. パイオニアステータス
- b. 投資税額控除(ITA)
- c. 再投資控除(RA)
- d. 海運ビジネスによる利益に認められた免税措置
- e. 1967年所得税法 セクション54A、127において規定された免税措置
- f. 2002年所得税通達(所有権取得原価の所得控除)
- g. 2003年所得税通達(外国会社の買収原価の所得控除)
- h. 7年所得税法 セクション154における規定

3-9 源泉税

非居住法人が、サービスを提供して所得を得た場合、当該所得はマレーシア国内源泉所得とみなされ、課税の対象となる。多くの場合、それらの所得への課税は、マレーシア国内の会社が海外の会社にサービスの対価を支払う際に、その支払額から源泉して徴収される源泉税により行われる。

マレーシア所得税法においては、源泉税の対象となる所得は、主として以下に記載する4つの条文中で規定されており、支払を行う居住法人が源泉徴収を怠った場合には、罰則として、その居住法人は当該費用を損金として所得から控除することができなくなるとともに、源泉税額の10%のペナルティが課せられる。

さらに、2011年以降、源泉徴収額とペナルティの納付が、対価の支払を行った賦課年度の法人税申告納付期限より遅れた場合、納付によって損金算入は認められるものの、損金算入を否認された場合の法人税額との差額(過少申告分)について、誤った申告を行ったことに対するペナルティも課せられる。

107A条 非居住者との工事・サービス契約

当源泉税の対象となるのは、マレーシア国内の工事等のプロジェクトで、マレーシア国内で提供されるサービスの対価であるが、他の源泉税と性格が異なる。他の源泉税が被課税者である非居住者の最終的な税金であるのに対し、この107A条の源泉税は、

税金の前払いとして暫定的に徴収されるものであり、最終税額ではない。この相違は、この107A条の源泉税が、マレーシア国内に恒久的施設を有している非居住者にのみ課税されることに起因する。

外国会社によるマレーシア国内での建設や工事が恒久的施設の代表的なものであり、その場合の課税の方法としてこの107A条が設定されている。外国法人が、国内に恒久的施設を有する場合には、内国法人と同様に税務申告および納付する義務を有する。しかし、相手が外国法人であるため、申告しないままになってしまう危険性がある。徴税を確実にすることを目的として、工事の発注者が代金の支払を行う段階で一定の額を徴収しておこうというものである。

税率は、13%、うち10%は、当該外国法人が支払うべき法人所得税の前払いとして、また、残り3%は、当該工事等に従事するため派遣される外国人の個人所得税の前払いとして徴収される。

109条 支払利息およびロイヤルティ

外国法人が、マレーシア国内の居住法人に金銭を貸与し、利息を受取る場合、当該利息はマレーシア国内源泉所得として源泉税の課税対象となる。マレーシア税法においては税率を15%と規定している。一方、技術上の特許や意匠、商標などの使用の対価として、外国法人に支払うロイヤルティには、マレーシア税法により、10%の源泉税が課される。なお、2017年の税制改正により、ソフトウェア使用料等もロイヤルティの範囲に含まれることとなった。

これらの税率については二国間の租税条約で軽減されている場合もある。利息およびロイヤルティに関しては、日本とマレーシアの間で締結された租税条約において10%の税率が規定されている。

109B条 資産および権利の使用等に係るサービス料

支払利息やロイヤルティ以外の国内源泉所得として、109B条では源泉税の課税対象となるサービスの提供と動産のレンタル料が列挙されている。この源泉徴収の税率は10%で、確定税額である。

- a. 資産および権利の使用に関連して提供されたサービスまたは機械設備の据付・使用に関連して提供されたサービスの対価
- b. 学術的、産業的、商業的事業における経営管理技術に関して提供された技術的指導、援助、サービスの対価
- c. 動産の賃貸借契約に基づくレンタル料

上記aおよびbにかかる源泉税は、従前はマレーシア国内で提供されたサービスのみが対象であったが、2017年1月17日以降はマレーシア国外で提供されたサービスも源泉徴収の対象とされることになった。例えば、日本の親会社に支払うマネジメントフィーなどの一定のサービスフィーも源泉税の対象となるため留意が必要である。なお、サービス料だけでなく、付随して発生する出張者の交通費等の経費（ホテル代は除く）も当該源泉税の対象となる。

109F条 マレーシア源泉所得とされる所得税法セクション4(f)に規定されている、非居住者へのその他の所得の支払

所得税法セクション 4(f)に規定されている、マレーシア源泉所得とされる、非居住者へのその他の所得とは、同法セクション 4(a)から 4(e)の規定に該当しない利得および利益*であり、以下の条件に合致する取引が対象となる。

1. 資本的取引ではなく損益取引であること
2. 受領者にとって、事業活動の過程で受領したものではなく、臨時の雑収入のようなものであること
3. 取引が独立したものであること
4. 反復した受領がないこと

※ セクション4(a)は事業所得、4(b)は雇用所得、4(c)は利子・配当等、4(d)は賃貸料・ロイヤルティ、4(e)は年金・恩給・その他の定期的な受取額、が該当している。

内国歳入庁 (IRB) が示した具体例としては、手数料 (コミッション)、保証料 (例えば国外親会社に対する債務保証料) および紹介料が示されている。ただし、IRB が例示したもの (コミッション、保証料、紹介料) には、所得税法セクション4(a)に該当するべきものも含まれているので、その解釈については留意が必要である。

また、以下の場合にマレーシア国内で稼得した所得とみなされる。

1. 利得または利益の支払義務が連邦政府、州政府または地方政府にある場合 または
2. 利得または利益の支払義務がマレーシア居住者にある場合
3. そのような支払が、マレーシアで事業を営む者の帳簿上費用として取り扱われる場合

3-10 外国税額控除

外国税額控除とは、マレーシアの法人が、国外で生じた所得 (国外源泉所得) について外国の課税を受ける場合に、マレーシアおよびその外国の双方で二重に所得税が課税されることを調整するために、マレーシア法人所得税から、当該外国で支払った外国所得税の一定額を控除する制度である。

しかし、マレーシア所得税法において、国外源泉所得を免税所得としているため、外国で支払った外国所得税（源泉所得税等）がある場合であっても、マレーシアの納税主体に二重課税が生じることはないため、外国税額控除は本質的に適用されない場合が多い。

一方、マレーシアの納税主体がマレーシア国外から受領したマレーシア国内源泉所得に対して、租税条約締結国である外国で源泉税などの外国所得税が課された場合に、マレーシアの納税主体が受領したのは、国外源泉所得ではなく、国内源泉所得であるという理由で、マレーシア国内においても法人税が課されるという二重課税が生じていた。そこで、2007年国家予算における税制改正により、賦課年度2007以降は、租税条約に基づく外国税額控除を取ることができる項目として、「マレーシア国内源泉所得に外国の租税当局が課した税」が加わっている。

4 税務上の優遇措置

マレーシアでは製造業、農業、ホテル業および観光業、研究開発事業、人材育成事業、その他の事業などにおいて、マレーシア政府により、「促進製品」および「促進事業」とされた製品および事業に対して税務上の優遇措置が準備されている。これらの税務上の優遇措置は1986年投資奨励法および1967年所得税法において規定され、その多くは、法人所得からの所得控除という形を取っている。優遇措置の適用を受けるためには、一定の条件を満たす必要があり、かつ、基本的に適用前に事前承認を要する。

4-1 製造業に対する税務上の主要な優遇措置

① パイオニアステータス

パイオニアステータスとは、投資促進法(Promotion of Investment Act)で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、「奨励活動」または「奨励品目」にかかる事業から得た法人所得税額の全額または一部について、原則として生産開始日から5年間に於いて法定所得の70%が免税となる優遇措置である。パイオニアステータス期間中の未使用の繰越損失および未控除の減価償却費については、無期限に繰越し可能で、所得から控除しきれなかった金額は全額が控除されるまで繰越し可能である。

② 投資税額控除(ITA: Investment Tax Allowance)

投資税額控除は、投資促進法で規定され、「奨励活動」または「奨励品目」に従事する企業に対して付与されるものであり、原則として適格資本的支出金額の60%が所得の70%を限度に控除できるという恩典である。所得から控除しきれなかった金額は全額が控除されるまで繰越し可能である。

パイオニアステータスと投資控除は製造業ライセンスの申請と同時にMIDA(マレーシア工業開発庁)で審査され認可されるものであるが、同時に申請不可であるため、いずれかを選択する必要がある。

パイオニアステータスは、一定期間の法定所得に対する法人税が免税されるため、生産開始当初から利益が見込める企業にとって有利であり、一方、投資控除は投下資本額に対する一定割合の法人税が免税されるため、投資規模が大きい、または生産開始当初は利益が見込めない企業にとって有利である。

パイオニアステータスと投資控除は異なる奨励活動または奨励品目であっても同時申請は不可であるため、異なる申請を行う場合はPS期間終了後に行うか別法人を設立して申請する。

③ 再投資控除(RA:Reinvestment Allowance)

1967年所得税法においてマレーシアの会社は生産活動に用いられる機械装置、工場への適格資本的支出のうち、一定の条件(※)を満たすものについては、原則として当該資本的支出の金額の60%を限度として、再投資控除の適用を受けることが認められている。

再投資控除の適用を受けるためには、資本的支出が生産能力の増大、または、コスト削減のための生産設備の近代化・自動化、または、製品の多様化を目的としていることおよび会社が既に36ヵ月以上操業していることが必要となる。なお、パイオニアステータスまたは投資税額控除の適用を受けている会社については、当該適用期間中、同時に再投資控除の適用を受けることはできない。

再投資控除を適用した機械装置、工場建物など取得から5年以内に売却または除却した場合には再投資控除は適用開始時に遡って取り消されるとされていたが、賦課年度2015より、再投資控除の取り消しは、売却または除却年度の課税所得とみなすこととされた。

賦課年度1998以降は、最初の資本的支出がなされた年度から15年以内に実施された資本的支出に再投資控除が認められている。

なお、会社が同じグループ内の他の会社により既に再投資控除が適用された資産を取得した場合、再投資控除を適用することはできない。また、会社の合併および再編により取得された資産については再投資控除を適用することはできない。

※注：“製造(Manufacturing)”活動については、所得税法別表 7A にて具体的かつ明確に定義が定められている。ここで、単純な工程(Processing)については含まれないとされている(例示:梱包、取り付け、ミキシング、単純な組み立て等)。

④ 輸出促進のための優遇措置

輸出促進のため、マレーシアにおける製造業の会社は、以下の金額相当額を税額控除することが認められる。

輸出額の付加価値の増加分(Value of increase in export)について

- 輸出品の付加価値が30%以上の場合、輸出増加額の10%
- 輸出品の付加価値が50%以上の場合、輸出増加額の15%

賦課年度2003よりマレーシア資本60%以上の製造業の会社は、次の優遇措置を受けることができる。

- 著しい輸出の増加を達成した場合、輸出増加額の30%
- 新規輸出市場を開拓した場合、輸出増加額の50%
- 当該業種において最も著しい輸出増加を達成した企業に対して、輸出増加額全額

⑤ 特定費用の二重控除

一部の費用については二重控除が認められている。二重控除が認められた費用は、実際の費用支払額・発生額に対して、2倍の損金算入が認められる。例えば、以下の費目については二重控除が認められる。

- (1) 輸出入貨物および輸出信用保険の損害保険料
- (2) 教育訓練費(承認された研修プログラムまたは所定の教育研修機関におけるものに限る。なお、賦課年度2015より、会計、財務、プロジェクトマネジメントなどの分野における専門資格取得にかかる研修費用も追加された)
- (3) 輸出促進費

居住者である企業が、マレーシアの工業製品および農産物の輸出を促進するために費やす特定の経費は、二重控除の対象となる。

具体的には次の経費が対象となる：

- 1) 海外での広告費
- 2) 海外への無料サンプルの提供費
- 3) 輸出市場調査費
- 4) 海外での商品入札応募の準備費
- 5) 海外へ技術情報の提供費
- 6) 貿易・産業展示会、バーチャル・トレード・ショー、トレード・ポータルへの展示や参加にかかる費用。それに伴う従業員の海外出張の渡航費(エコノミー・クラスに限定)
- 7) 従業員の海外出張での1日300リンギットまでの宿泊代と、1日150リンギットまでの食事代等必要経費
- 8) 海外に設置した輸出促進用の販売事務所の維持費
- 9) 輸出用パッケージのデザインのため、マレーシアのプロのデザインサービスを受けた場合の費用
- 10) 海外における入札の可能性を探るための事前調査費
- 11) 国際レベルのコンペに参加する際の、建築模型やエンジニアリング・モデル、概念図、3次元アニメの制作費(これは賦課年度2005から有効)
- 12) 国内外の貿易・産業展示会への参加費

13) マレーシアにおける常設展示や海外のエキシビション・センターで開催される展示会への参加にかかる費用。

(4) 研究開発費

認可対象となる研究開発を行った際の収益的支出について、二重控除を受けることができる。研究開発企業や請負研究開発会社から受けたサービスに対する支払についても対象となる。研究開発費の二重控除については、内国歳入庁通達(Public Ruling 5/2004)が公表されている。

⑥ オートメーション化投資にかかる**Capital Allowance**

製造業における工程の自動化を推進する目的で以下のような特別なCapital Allowanceが認められている。

- 1) 労働集約的な産業(ゴム製品、プラスチック、木材、家具、繊維等)
賦課年度2015から2017までの期間、自動化投資の資本的支出に対して4百万リンギットを限度として200%のCapital Allowanceが認められている。
- 2) その他の産業
賦課年度2015から2020までの期間、自動化投資の資本的支出に対して2百万リンギットを限度として200%のCapital Allowanceが認められている。

4-2 その他の主要な優遇措置

マレーシアから地域の複数の国にまたがって活動をする会社に対しても税務上および税務上以外の優遇措置が準備されている。以下、概略を説明する。

① 経営統括本部(OHQ)

OHQステータスが認められた会社は、適格サービスから生じた下記収益について免税所得となり、賦課年度2003以降、OHQがマレーシア国内の関係会社に対して提供した適格サービスによる収益に関してもOHQ総免税所得の20%を限度として、免税所得として取り扱われることになった。

- 営業所得
経営統括本部(OHQ)がマレーシア国外の関連事務所や関連会社に提供したサービスによる所得。
- 利息
経営統括本部(OHQ)がマレーシア国外の関連事務所や関連企業に貸し付けた外貨ローンの利息から得た所得。
- ロイヤルティ
関連事務所や関連企業に代わって、経営統括本部(OHQ)がマレーシアで実施した研究開発活動から得たロイヤルティ。

免税所得として取扱われるサービス：

- 一般的な経営管理業務
- 経営企画・調整
- 材料、部品、完成品の調達
- 技術サポートおよびメンテナンス
- 営業管理および販売促進計画
- 情報処理および管理
- 財務およびファンドマネジメント
- コーポレート・ファイナンス・アドバイザリー・サービス
- 研究開発
- 教育訓練および人材管理

税務上の恩典以外の優遇措置

- マレーシア国内銀行、ラブアンオフショア銀行および外国銀行から自由に外貨借入が可
- 金額の制限なく、自由にリングgit建借入が可
- 国内借入金額が10,000,000リングgit以下であれば、自由に国内借入金による外国投資(株式、貸付)が可
- OHQが、他の居住者への貸付目的のために行わないことを条件に、外貨建借入をマレーシア国内銀行、認可マーチャントバンク、非居住者などから、自由に外貨建借入を自由にできる
- 保有外貨や外貨建借入により、海外投資(貸付を含む)が自由にできる。また、国内借入金がない場合、または国内借入金も暦年1,000万リングgitまでの場合、海外投資のために、リングgitを自由に両替することができる
- 外貨預金口座の保有
- 必要に応じた外国人駐在員の就労枠が認められる
- 国外の専門家サービスの利用(国内で受けられない場合)
- 固定資産の保有(OHQ運営目的)
- 機械、機器、原料に関する輸入税・物品税・販売税の免除

駐在員に課税される個人所得税はマレーシアに滞在した日数分のみになるという特典も用意されている。

また、OHQがマレーシア国外の会社から受領した利息や配当金など、マレーシア国外源泉所得はマレーシア国内での課税の対象外となる。

OHQのステータスを得るためには、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁(MIDA)へ申請を提出し、承認を得る必要がある。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシア法人
- 払込資本金500,000リンギット以上
- 年間総支出(運営費)1,500,000リンギット以上
- 3種以上の適格サービス
- マレーシア国外の関係会社3社以上にサービスを提供
- 3人以上の管理職・役職クラスの従業員
- マレーシア国外での相当なグループネットワーク(親会社、本社、関連会社含む)
- 資格を持った専門家、技術者、職員など相当多数の従業員を抱える確立されたグループネットワーク

ただし、後述のPrincipal Hub導入に伴い2015年4月末をもって本制度は廃止された。既存の承認済みのステータスは承認期間の満了をもって終了となる。

② 国際調達センター(IPC)と地域流通センター(RDC)

IPCは通常、製造業を営む会社により設立された国をまたがる地域の集中調達センターとして、グループ内外の会社との間で材料および部品および製品の調達および販売を行う会社である。また、RDCとは自社のグループ会社が製造した自社ブランドの製品、部品、スペアパーツを国内外から調達し、調達物品を国内外のディーラー、代理店、関連子会社へ販売、輸出、配送を行う会社である。RDCの活動には、積荷の解体、再梱包およびラベリングが含まれる。IPC・RDCステータスの会社は法定所得が10年間にわたって免税となる優遇措置を受けることができる。

税務上の恩典以外の優遇措置:

- 100%外資による出資
- 必要に応じた外国人駐在員の就労枠が認められる
- 外貨口座の保有
- 為替先物取引(輸出代金)
- 自由工業地域、保税工場、保税倉庫および自由商業地域へ再梱包や荷造りのために出荷する際の間接税免除

IPC・RDCのステータスを得るためには、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁(MIDA)へ申請を提出し、承認を得る必要がある。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシアの法人
- 払込資本金500,000リンギット以上
- 1年間当たり総支出1,500,000リンギット以上
- マレーシアの空港、港湾を使用すること

- 3年目までに、50,000,000リンギット以上の売上を達成すること(うちマレーシア国内を通過しない第三者間の輸出入取引への関与は30%まで可)
- マレーシア国内への売上が総売上の20%以下

また、10年間の免税措置の適用を受けるためには下記の事項を満たすことを求められる。

- 年間総売上が100,000,000リンギット以上
- 年間総売上のうち、80%が輸出売上、かつ50%が直接輸出売上

駐在員に課税される個人所得税はマレーシアに滞在した日数分のみになるという特典も用意されている。

ただし、後述のPrincipal Hub導入に伴い2015年4月末をもって本制度は廃止された。既存の承認済みのステータスは承認期間の満了をもって終了となる。

③ マルチ・メディア・スーパー・コリドー(MSC)ステータス

MSCとは、アジアにおけるIT開発の拠点として、マルチメディア製品やサービスを創出、流通、利用する場をマレーシア政府が提供するものであるマルチメディア開発公社(MDeC)により、Cyberjaya、Kuala Lumpur City Centre、Technology Park Malaysia、PenangのBayan Lepas、KedahのKulim Hi-Tech Parkがサイバーシティとして認められている。

MSCステータスを認可された会社は下記のような優遇措置が享受できる。

- 100%外資による出資が認められる
- 必要に応じ外国人知識労働者の就労枠が認められる
- パイオニア・ステータスが付与され法人税10年間にわたり免税。または、5年間の100%の投資税額控除(ITA)
- マルチメディア関連機器の輸入関税免除
- 研究開発助成金が受けられる(マレーシア資本がマジョリティを占めるMSC企業対象)

④ 資金管理センター(TMC)

TMC(Treasury Management Centre)は、国内ないし海外の関係会社に対し、資金管理サービスを提供する場合に、以下のような優遇措置を受けることができる。

- 関係会社に対する適格の資金サービスから生じる法定所得について、5年間70%を免税

- 適格活動のために使用される海外からの借入金にかかる支払利息の源泉所得税の免除
- 適格活動のためのローン契約書／サービス契約書にかかる印紙税の免除
- TMCに勤務する外国人は、マレーシアでの滞在日数分の所得にのみ課税される
- 100% 外資による出資

TMCのステータスを得るためには、下記の条件を満たし、かつ、マレーシア工業開発庁(MIDA)へ申請を提出し、承認を得る必要がある。なお、2016年12月31日までに受理された申請が対象となる。

- 1965年会社法に基づき設立されたマレーシアの法人
- 払込資本金500,000リンギット以上
- 1年間当たり総支出1,500,000リンギット以上
- 3人以上の管理職・役職クラスの従業員
- マレーシア国外の関係会社3社以上にサービスを提供

4-3 新たな優遇措置

2015年5月1日よりPrincipal Hub(地域統括ハブ)にかかる新しいインセンティブ制度が導入された。Principal Hubは、既存の経営統括本部(OHQ)、国際調達センター(IPC)、地域流通センター(RDC)に置き換わる制度となるものである。

Principal Hubとは、マレーシア現地法人であって、グローバル企業が一定の地域においてまたはグローバルにビジネスを行うにあたってのリスクマネジメント、意思決定、戦略的な事業活動、流通活動、金融、人事といった主要なファンクションをマレーシアにおいて実行、管理し、またはサポートする会社をいう。

本制度導入の趣旨は、増えつつあるグローバルオフショアリングのトレンドに適応し、近隣諸国との競争におけるグローバル統括拠点としてのマレーシアの地位を強化することにある。

Principal Hubとして認定された企業は、下記3つのカテゴリーで法人所得税の減免を享受することが可能となる。

	Tire3		Tire2		Tire1	
インセンティブ 期間 (年)	5	+5	5	+5	5	+5
法人所得税率	10%		5%		0%	

Principal Hubとして認定されるための要件は下記のとおり。

【共通要件】

- マレーシア会社法(1965年)に基づき設立された払込資本金がRM 250万以上の現地法人
- 最低3つの適格サービスの提供

【カテゴリー別要件】

	Tire3		Tire2		Tire1	
インセンティブ期間(年)	5	+5	5	+5	5	+5
(条件) 3年目末までに最低月次給与RM5,000以上の高付加価値業務※1に従事する従業員数。 なお、少なくとも50%はマレーシア人である必要がある。	15人	+20%増加	30人	+20%増加	50人	+20%増加
最低月次給与RM25,000以上のキーポジション	3人		4人		5人	
年間事業経費	RM 300万	+30%増加	RM 500万	+30%増加	RM 1,000万	+30%増加
適格サービス※2	1つのStrategicサービス + 2つの その他サービス		Regional P&Lサービス + 2つの その他サービス		Regional P&Lサービス + 2つの その他サービス	
マレーシア国外への関連会社等※3へのサービス提供数	3		4		5	
マレーシア国内サービスの利用	国内の銀行、金融サービス、物流、法務・調停等のサービスの重要な利用					
製品の売買を対象に含め申請する場合の売上高に関する追加要件	RM 3億					

※1: マネジメント・経営分析・コミュニケーション・問題解決能力、あるいは高度なIT技術といった、経営、技術、プロフェッショナル性などにおいて高度で多様なスキルを要する仕事をいう。

※2: 適格サービスの内容

※3: 関連会社等とは、子会社や関連会社、支店、ジョイントベンチャー、フランチャイズの他、サプライチェーンや事業上の契約に基づく取引先などを指す。

項目	種類
Strategicサービス	1. Regional P&L/Business Unit Management 会社の経営資源の配分に直接の影響を与えるような会社の成長に焦点を充てた損益管理をいう。具体的には、一定地域またはグローバルにおける指示の決定、予算と実績のモニタリング、投下資本利益率を向上させるためのプログラムを達成するための活動などをいう。 2. 戦略的事業計画および経営企画 3. 資金調達・運用に関するアドバイザリーサービス 4. ブランド管理 5. 知的財産管理 6. 上級レベルの人材採用と管理
Business サービス	1. 事業に関する入札管理 2. 財務資金管理 3. 試験研究開発 4. プロジェクトマネジメント 5. マーケティング 6. 事業開発 7. テクニカルサポート、コンサルティング 8. 情報処理、管理 9. 市場リサーチ 10. 資材調達、購買、流通 11. ロジスティックスサービス
Shared サービス	1. 教育訓練、人事管理 2. 財務会計(会計処理、内部監査) 3. 総務 4. ITサービス

【税務以外の便宜措置】

- ① 製品の販売会社については、最終消費地への販売前における、製造、再梱包、貨物混載のための、原材料、コンポーネント部品、最終製品の自由工業地域(FIZ)、保税工場(LMW)、自由商業地域(FCZ)への持ち込みにかかる輸入関税が免税となる。
- ② オーナーシップに対するローカル資本の条件はない。
- ③ 外国駐在員のポストは、申請者のビジネスプランによる(ただし、申請時の外国駐在員にかかる政策にもよる)。
- ④ ローカル資本のサービスが利用可能でない場合に限り、海外のプロフェッショナルサービスを利用できる。
- ⑤ 外国資本の会社は、ビジネスプランの実行に必要な範囲において固定資産の取得が認められる。
- ⑥ 柔軟な外国為替の運営が適用される。

Principal Hubは、マレーシア投資開発庁に対して2015年5月1日から2018年4月30日までの期間に申請できるとされている。

5 個人所得税

5-1 納税者の区分(居住・非居住者)

課税の相違点

居住者には後述する所得控除や税額控除を受け、かつ、所得金額ごとの累進税率が適用されるが、非居住者の所得は所得控除も税額控除も一切適用されず、かつ、一律28%で課税される。

所得税法上の居住者の定義

所得税法上の居住者の意味は所得税法7条(1)において定義が示されている。下記のうちいずれか1つに該当する場合に所得税法上の居住者となる。

- 1) 当暦年に182日以上滞在した場合。この滞在中、就労していたか否かは関係ない。
- 2) 当暦年の滞在日数は182日未満であるが、前暦年からあるいは翌暦年に連続して182日以上滞在する場合、当暦年において所得税法上の居住者となる。例えば、赴任初年度の暦年には40日しか滞在しないが、翌暦年からは1年を通じてマレーシアにおける勤務が予定されている場合や、逆に、日本への帰国が決まって、当年度の滞在日数が40日しかないという場合などを想定している。
- 3) 当暦年における滞在が90日以上182日未満であり、直前の過去4年間のうち3年間に居住者であったり、90日以上滞在した場合には、当暦年において居住者となる。
- 4) 過去3年間および翌年度においても居住者となる者は、当年度に全くマレーシアを離れていても居住者となる。マレーシア人が1年間だけマレーシア国外に出るような場合などを想定している。

5-2 税率

賦課年度 2016 から居住者に適用される累進税率は以下のとおり改正された。

所得金額(リンギット)	賦課年度2016以降(%)
1-5,000	0
5,001-20,000	1
20,001-35,000	5
35,001-50,000	10
50,001-70,000	16
70,001-100,000	21
100,001-250,000	24
250,001-400,000	24.5
400,001-600,000	25
600,001-1,000,000	26
1,000,000超	28

一方、非居住者に対しては既述のとおり、所得金額に関わらず、一律 28%の税率が適用される。

5-3 課税年度

賦課年度 (Year of Assessment) と呼ばれる暦年基準で申告および納税が行われる。法人所得税のように基準年度 (Year of Basis) という考え方はない。

5-4 申告・納税手続

月次源泉税

給与・手当等に関する源泉税は、毎月の支払時に雇用者が源泉徴収し、マレーシア国税当局 (IRB) へ翌月15日までに納付する (Monthly Tax Deduction: MTD)。

確定申告

翌暦年の4月30日までに申告書をマレーシア国税当局 (IRB) へ提出すると同時に確定税額と月次源泉税の累積納付額との差額を納付する。ただし、事業所得がある個人は、翌暦年の6月30日が提出および納付期限である。

なお、2009年12月31日に終了する賦課年度以降より、自己申告納税制度が実施され、全ての雇用主は、その従業員の給与所得の申告書 (フォームE) を翌年3月31日までに IRB へ提出しなければならない。また、雇用主はその従業員に対してその給与所得証明書 (フォームEA) を翌年2月末日までに作成して提供しなければならない。

また、賦課年度2014以降、下記の条件を全て満たし、月次の源泉徴収の累計額が最終税額と等しくなる場合、確定申告書の提出が不要となる。

- 所得税法13条に規定される給与所得のみを受領する被雇用者 (現物給与は含まない)
- 1994年の所得税法通達に従った源泉徴収を行う被雇用者
- 暦年12ヵ月の間、同じ雇用者に従事する被雇用者
- 所得税が会社負担でない者

5-5 課税対象となる所得

給与所得

マレーシア源泉所得とみなされる給与所得 (所得税法 13 条 2 項)

- (1) マレーシア国内で就労している限り、雇用者が海外法人であっても、また、給与が海外で支給された場合であっても、マレーシア源泉所得とみなされる。
- (2) マレーシアでの業務と関連する海外出張は、国内の就労とみなされる。
- (3) マレーシア国外で就労している場合であっても、それが国内の業務と関連不可分のものである場合は、国内の就労とみなされる。
- (4) マレーシア法人の取締役として受ける報酬は、本人が国内に居住しているか否かを問わず、全てマレーシア源泉所得である。
- (5) マレーシア居住者 (法人) により運営される船舶、航空、運輸業において実施される就労は全て国内での就労とみなされる。

※ 各種手当…旅費手当、出張手当等は課税対象。ただし、経費の実費精算であれば非課税。

臨時収入

臨時収入の中で課税対象となる項目のうち代表的なもの

- (1) 会社が負担する個人所得税
- (2) 各種クラブ会員権の年会費等
従業員個人名義の年会費等を会社が負担する場合、入会金および月／年会費とも課税対象となる(会社名義の場合は、現物支給となる)。
- (3) 会社が負担する子弟の教育費
会社が従業員の子弟の教育費を負担した場合、その全額が課税対象となる。
- (4) 旅行手当
会社が負担する旅行費用は基本的には課税対象となる。ただし、年1回海外帰省費のうち3,000リンギットまでの会社負担額、国内帰郷手当では、年3回までの本人および家族の食事および宿泊費を含む旅行費用は免税となる(超過分は課税対象となることに留意)。
- (5) 保険料
従業員の家族または代理人が保険金の受取人となっている、会社が負担する保険料は臨時収入となる。なお、事故の場合に労働者を保護するグループ保険、SOCISOの代替として外国人労働者に対して支払わなければならない保険料、出張で従業員に掛ける従業員海外旅行保険で会社が負担する保険料は臨時収入とはならない。

現物給与

現物給与の中で、課税対象となる項目のうち代表的なもの

- (1) 住居の提供
 - (a) アパート
(家具を除く)住居の賃借料実額または総所得金額の30%のいずれか小さい額
 - (b) ホテル
総所得金額の3%
- (2) 家具
 - ・ 居間、台所、寝室に基本的な家具が備えられている場合には1ヵ月当たり70リンギット
 - ・ エアコン、カーペット、カーテンの内1つ以上が備えられている場合には1ヵ月当たり140リンギット
 - ・ 台所用具など全ての家具が完備されている場合には1ヵ月当たり280リンギット

(3) 自動車および関連経費の支給

所得への加算額／年間

(単位:リンギット)

車両価額	自動車	燃料費
50,000 以下	1,200	600
50,001 ~ 75,000	2,400	900
75,001 ~ 100,000	3,600	1,200
100,001 ~ 150,000	5,000	1,500
150,001 ~ 200,000	7,000	1,800
200,001 ~ 250,000	9,000	2,100
250,001 ~ 350,000	15,000	2,400
350,001 ~ 500,000	21,250	2,700
500,001 以上	25,000	3,000

注1: 自動車とその燃料費を会社が提供および負担している場合、職務利用における給油カードまたは給油手当または出張手当または有料道路カードの支給については、年間6,000リンギットを上限として課税対象とならない。ただし、自宅と職場間の通勤のための燃料費と職務利用のための燃料費を明確に区別できない場合は、通勤と職務利用の燃料費については、年間6,000リンギットを上限となることに留意が必要である。

注2: ①職務利用による給油カード／給油手当／通勤手当の支給について年間6,000リンギットを超える部分の支給額の合計金額と、

②上記の現物支給額に係る自動車および関連経費の一覧表から規定される燃料費の現物支給額、のいずれか少ない方を加算すべき所得と判断するのが実務的な対応である。

(4) 各種クラブ会員権の年会費等

会社名義の場合(年会費等を会社が負担する場合)は、月／年会費は現物給与として加算(入会金は課税対象とならない)

5-6 所得控除

居住者にはさまざまな所得控除が認められており、主な項目は以下のとおりである。

控除額(単位:リンギット)

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 1) 基礎控除 | |
| ▪ 通常の場合 | 9,000 |
| ▪ 身障者の場合 | 15,000 |
| 2) 配偶者控除 | |
| ▪ 通常の場合 | 4,000 |
| ▪ 身障者の場合 | 7,500 |
| 3) 扶養控除 | |
| ▪ 18歳未満子息1人につき | 2,000 |
| ▪ 身体障害児の場合 | 6,000 |
| ▪ 18歳以上の大学生1人につき | 8,000 |
| 4) 両親の為の医療費 | 最高 5,000 |
| 5) 重病に対する医療費 | 最高 6,000 |
| 6) 身体障害者補助器具購入費 | 最高 6,000 |
| 7) 生命保険料およびEPF拠出金 | 最高 6,000 |
| 8) 私的退職年金スキームへの拠出金 | 最高 3,000 |
| 9) 教育・医療保険料 | 最高 3,000 |
| 10) 技術職業訓練教育研修費 | 最高 5,000 |
| 11) 書籍購入代金※ | 最高 1,000 |
| 12) コンピュータ購入費用※ | 賦課年度2007以降3年に1回 3,000 |
| 13) スポーツ用品購入費用※ | 最高 300 |
| 14) SOCSO | 最高 250 |

※ 賦課年度2017より、ライフスタイル所得控除として、11) 書籍12) コンピュータ、13) スポーツ用品の購入といった既存の所得控除を1つにまとめ、スマートフォンやタブレット端末の購入、日刊新聞の購入、インターネット使用料、ジム会員料を追加したうえで2,500リンギットを上限として所得控除を認める提案がなされている。

5-7 税額控除

個人所得税額は「総所得金額－各種所得控除金額＝課税所得金額」に税率を乗じて算出される。さらに個人所得税額から控除できる項目があり、割戻控除(Tax Rebate)と呼ぶ税額控除が与えられている。以下の項目が認められている。

- (1) 低所得納税者: 課税所得が1暦年において35,000リンギット以下の個人…400リンギット
- (2) 特定の宗教上の寄付金…実額
- (3) 雇用パス等に係る移民局への支払…実額

5-8 預金利子の非課税

2008年8月30日以降、個人が受け取った全ての金融機関からの預金利息は全額免税となっている。

5-9 非居住者に対する免税

マレーシア所得税法では、通算の就労日数が60日以下の場合、その間の就労による給与所得への課税は免除される。また、相手国によっては、マレーシアとの間の租税条約により、免税に関して規定されている場合がある。

6 移転価格税制

マレーシアでは従来、所得税法140A条に、一般的な関連者間取引に関する規定が置かれていたが、2012年5月にIncome Tax (Transfer Pricing) Rules 2012、2012年7月に移転価格ガイドラインが公表され、移転価格に関する具体的な法的要請が明らかにされた。また、2013年4月1日に発効されたTax Audit Frameworkの中で、Transfer Pricing Audit Frameworkが新設され、移転価格に係る税務調査ガイドラインも整備された。さらに、賦課年度2014年より、法人税申告書において移転価格文書が整備されているか否かについての宣誓欄が設けられている。2017年1月にはBEPSに基づき、Income Tax (Country-by-Country Reporting) Rules 2016が発効されている。

6-1 Income tax (Transfer Pricing) Rules 2012

Income Tax (Transfer Pricing) Rules 2012 の主な内容は以下のとおりである。

- 移転価格同時文書化(関連者間取引の実施と同時期(contemporaneous)に移転価格文書を用意すること)を要求。
- 独立企業間価格の算定方法として、いわゆる基本三法(独立価格比準法: Comparable uncontrolled price method、再販売価格基準法: resale price method、原価基準法: Cost plus method)が優先され、基本三法が適用できない場合に、その他の方法(利益分割法: Profit Split method、取引単位営業利益法: Transactional net margin method)を使用することができる。
- 独立企業間価格の決定に際しては、各年度ごとの比較(year-by-year comparison)が要求される。
- 関連者間取引の経済的実態が契約と異なっていたり、アレンジメント事態に経済的合理性が無い場合には、IRB長官によって形式上の取引が無視されたり再評価される可能性がある。
- グループ内の役務提供取引の独立企業間価格の決定に際しては、納税者は、当該サービスが納税者にとって経済的または商業的価値を有する活動であり、対価が正当であることを実証する必要がある。
- 関連者間での費用分担契約(Cost Contribution Arrangement)、無形資産の売却またはライセンス、グループ企業間の資金融通活動についても、独立企業間価格を考慮する必要がある。

6-2 移転価格ガイドライン

移転価格ガイドラインには、移転価格に関する納税者の責任と移転価格文書の要求事項に関するより詳細なガイダンスが提示されている。移転価格文書は、税務申告書とともに提出する義務はないが、IRB から要求された場合には、期限内（通常は 14 日以内）に提出することが要求される。

移転価格ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

- ガイドラインでは以下の重要性の基準値が設定されている。
 - ✓ 総売上高が25百万RM かつ関連者取引の合計金額が15百万RM以上
 - ✓ 財務的支援の合計金額が50百万RM以上この基準値を下回る納税者は、組織図、関連者取引の内容および関連する移転価格ポリシーのみからなる簡便な(Short-Form)移転価格文書の適用が認められる。これは、小規模会社に対する移転価格文書作成にかかる負荷を低減するための措置である。
- ガイドラインには、IRBが要求する移転価格文書についての非常に詳細な要求事項が記載されている。特にグループ内サービス、無形資産取引、資金融通活動、費用分担契約については、特別な文書化の要求事項がAppendix Aに記載されている。
- ベンチマーキング分析は、各年度ごとの比較(year-by-year basis) が要求されるとともに、IRBは、比較可能企業の選定においてローカル企業との比較を好む旨が示されている。
- 新しいペナルティの体制が明記され、具体的には、取引の実施と同時期に移転価格文書を準備していない納税者には35%、適切に準備している納税者には25%のペナルティレートが適用される。

なお、移転価格にかかる更正の遡及期間が7年に引き上げられることとなった。

6-3 事前確認制度 (Advance Pricing Agreement, APA)

マレーシアでは、APAの申請はそれほど活発には実施されていなかったが、2012年5月にIncomeTax (Advance Pricing Agreement) Rules 2012、2012年7月にAPAガイドラインが公表され、当該Rule、ガイドラインにおいて、APAの申請に関する具体的な手続、タイムラインが規定された。

6-4 Income Tax (Country-by-Country Reporting) Rules 2016

グループ連結売上高3,000百万リンギット以上の多国籍企業グループのマレーシア現地法人は、報告企業(Reporting entity)に関する情報をIRBIに通知する義務がある。

7 間接税

売上税、サービス税

2015年4月1日付けで施行されたGSTの導入に伴い廃止された。

GST

2015年4月1日より新たに導入された。GSTとは、物品およびサービスの提供に係る付加価値に対して、取引の各段階ごとに課税するものであり、従来の売上税・サービス税に代わる課税システムである。GSTの標準税率は6%である。

(1) 課税の範囲

GST課税の範囲は、次のとおり。

- ① 「課税業者」が、「マレーシア国内」で、「事業目的」で行う、「課税取引」となる物品の販売またはサービスの提供
- ② 「マレーシア国内」への物品またはサービスの「輸入取引」

GST課税の範囲は「マレーシア国内」に限定されるが、これはマレーシア国内間の物品・サービス取引のみならず、マレーシアからの物品の輸出取引も含まれる。

(2) 課税取引と非課税取引

GSTは、課税取引と非課税取引に分類されるが、課税取引には、標準税率(6%)が適用される取引とゼロ税率が適用される取引が含まれる。ゼロ税率の課税取引と非課税取引は、売上にかかるGSTの徴収を行わない点では同じであるが、仕入にかかるGSTの仕入控除の可否において異なるため、その区別が重要となる。

(3) 課税業者

課税業者とは、マレーシアで課税対象取引を行い、かつ年間の課税対象売上高がRM50万以上の者と定義されており、該当する事業者はGSTの登録を行う必要がある。課税業者は、当該GSTの登録を行わない限り、後述するTax Invoiceを発行することができず、またGSTの仕入控除も受けられない。よって、年間の課税対象売上高がRM50万未満であっても、自主的にGST登録が可能とされている。

GST登録の課税業者には、課税期間における課税取引にかかるGST(売上GSTおよび仕入GST)の集計、課税取引にかかるTax Invoiceの発行、課税期間の翌月営業日末までにGST申告・納税の義務が課せられる。

(4) 課税点

課税点とは、物品・サービスの供給が行われた時点（課税取引がなされた時点）であり、原則としては、物品における課税点は、物品の出荷時点となり、サービスにおける課税点は、サービスの提供時点となる。ただし、物品およびサービスにおいて、原則的な課税点より前に、Tax Invoiceの発行、対価の受領がなされている場合には、Tax Invoiceを発行または対価を受領した時点が課税点となる。

実務を配慮して原則的な課税点（物品の出荷、サービスの提供）から21日以内にTax Invoiceが発行されている場合には、当該Tax Invoice発行日が課税点とみなされる。ただし、21日以内にTax Invoiceが発行されていない場合、課税点は原則的な課税点に立ち返る。

(5) 税率

標準税率は6%。

(6) 課税標準

GSTは、課税標準に税率を乗じた金額となるが（ $GST = \text{課税標準} \times \text{税率}$ ）、課税標準は、対価が現金の場合には、実際の支払額となり、対価が現金以外の場合には、時価（Open Market Value）となる。よって、標準税率6%における課税標準およびGSTの金額は、対価の額に100/106および6/106をそれぞれ乗じて計算される。対価が無償の場合についても時価（Open Market Value）が課税標準となる。

(7) Tax Invoiceと仕入控除

課税期間におけるGSTの集計はTax Invoiceに基づいて行われる。課税業者は、物品の販売またはサービス提供の課税取引についてはTax Invoiceを発行する必要がある、有効なTax InvoiceがなければGSTの仕入控除を行うことはできない（インボイス方式）。よって、有効なTax Invoiceの記載要件（下記、全ての事項につき記載が必要）が重要となる。

i. Tax Invoiceという文言

ii. シリアルナンバー

iii. Tax Invoiceの発行日

iv. サプライヤーの名前、住所、GSTナンバー

v. カスタマーの名前、住所

vi. 提供した物品、サービスの詳細（数量、サービスの内容、金額等）および課税（標準税率、ゼロ税率）／非課税区分

vii. 値引き額（該当する場合）

viii. GST課税前の請求合計額、税率、税額（それぞれ区分して表記）

ix. GST課税後の請求合計額

また、前記の記載項目を全て記載することが困難な納税業者（小売業者等）については、関税局長の許可を得ることによって簡易Tax Invoiceの発行も認められる。ただし、カスタマーの名前、住所が記載されていない場合には、RM500の請求額を超える仕入控除が認められないとされている。

課税取引（標準税率およびゼロ税率適用の取引）から生じた仕入GSTは、当該取引が行われた課税期間の申告書において売上GSTと相殺することで仕入控除を行うことになる。仕入控除は、取引から6年間は繰延べることも可能である。また、売上GSTから控除しきれなかった仕入GSTについて、還付請求することも可能で、電子申告の場合は申告後14日営業日以内、マニュアル申告の場合は、申告後28営業日以内に還付がなされることになっている。ただし、関税局長に還付金の支払を留保する権限が与えられているとともに、還付請求にかかる税務調査が同時に行われる可能性もあるので、還付に係る今後の実務に留意する必要がある。

（8）申告・納税

申告・納税の対象期間となる課税期間は年間売上高によって決定される。つまり、年間課税売上高がRM500万以上の場合の課税期間は月次となり、RM500万未満の場合の課税期間は3ヵ月となる。課税業者は当該課税期間の翌月営業日末までにGSTの申告・納税を行う必要がある。

例えば、年間課税売上高がRM500万以上の課税業者は、1ヵ月間の課税期間内に行われた課税取引にかかるGSTの集計をTax Invoiceベース行い、当該GSTの申告・納税を翌月営業日末までに行うこととなる。

（9）物品およびサービスの輸入

マレーシア国内取引にかかる課税取引が行われた時点（課税点）、課税取引の金額（課税標準とGSTの金額）、Tax Invoiceの要件、申告・納税について、物品およびサービスの輸入については取扱いがマレーシア国内取引と多少異なる点が下記のとおりである。

	マレーシア国内取引	物品の輸入	サービスの輸入
課税点	原則：物品の出荷時およびサービスの提供時 例外：Tax Invoiceの発行時または代金の受領時、またはTax Invoiceの21日ルール	輸入通関時	サービス対価の支払がなされた時点または、サプライヤーからの請求書を受領した時点

	マレーシア国内取引	物品の輸入	サービスの輸入
課税標準	対価の額×100／106	関税評価額＋物品税	サービスの対価 (送金額)
Tax Invoice	Tax Invoiceが必要 仕入控除はTax Invoiceが証憑	Tax Invoiceは不要 仕入控除は輸入関税書 類を代用	Tax Invoiceは不要 仕入控除はサービス提 供証憑
申告・ 納税主体	課税業者	輸入者	サービスの受領者 サービス提供者では なく、サービス受領者 に申告・納税義務が ある(課税業者か否か は問わない)。

サービスの輸入とは、マレーシア国外(のサービス提供者)からマレーシア国内(のサービス受領者)へのサービスの提供であり、マレーシア国内で消費されるものをいう。サービスの輸入については、リバースチャージ制が導入されており、サービスの提供を行った者に代わって、サービスの受領者が、その取引に係るGSTを申告・納税する義務を負う。

(10) 輸出志向企業への特例

マレーシアで事業展開している日系企業には、その製品の大半を輸出している輸出志向の製造業が多数存在する。輸出物品については、GSTが課税されない(ゼロ税率適用である)ため、仕入GSTについては、最終的に還付される可能性が高いが、仕入に伴いGSTの支払が先行するため、輸出志向の製造業にとっては、一時的にキャッシュ・フローに大きな負担が生じる可能性がある。当該負担を軽減するべく、輸入物品に限って、輸入時のGSTの支払を免除する措置(Approved Trader Scheme、以下、「ATS」)が設けられている。なお、ATSが認可される事業者として、以下の企業等が規定されている。

- ・ 自由工業地域(FIZ: Free Industrial Zones)で活動している企業
- ・ 保税工場ライセンス(LMW: Licensed Manufacturing Warehouse)を有している企業
- ・ 国際調達センター(IPC: International Procurement Centres)／地域流通センター(RDC: Regional Distribution Centres)ステータスを有している企業
- ・ 年間売上が2,500万リンギット以上かつ売上の80%以上が輸出取引である企業

(11) GST税務調査

マレーシア関税局(RMCD)は、2016年9月にGSTにかかるAudit Frameworkを公表している。調査対象期間は、不正のケースを除き6年間、調査期間は90日(90日を超える場合には書面で通知)となっている。

輸入関税

輸入関税はマレーシアに輸入される物品に課せられる間接税である。関税コード分類により、製品ごとに0~60%までの税率が定められている。

- 免除規定

輸入関税が免除される場合として最も一般的なものは、フリートレードゾーン(FZ)内や保税工場(LMW)ライセンスを有する製造会社が原材料や機械等を輸入する場合である。ただし、これらの製造会社から、当該輸入製品がマレーシア国内市場に出荷される場合には、当然輸入関税が課せられる。

また、輸出製品を製造するために輸入された原材料は、いずれ製品形で国外に再び出荷されるわけで、国内で消費されるわけではないため、関税が免除される。

マレーシアは、工業化を促進する政策目的から、国内で調達不可能な機械設備の輸入に関しては、免税措置を与えている。この場合は、マレーシア工業開発庁(MIDA)の事前認可が必要である。

輸出関税

- 1) 輸出関税は一般的に原油やパーム油などの国の主要産品に課せられる。10%の一定の税率が課せられる原油を除き、他の主要産品には、コスト・プラス方式に基づき、特定価格を超える場合にのみ関税が課税される。
- 2) 日本・マレーシア経済連携協定(JMEPA)が、2005年12月13日に調印、2006年7月13日発効している。

物品税

物品税は、酒類、タバコ、自動車・二輪車等、特定品目に対する税金で、税率はさまざまである。

8 その他の税金

不動産利得税

- 課税対象

既述のとおり、資産の売却によるキャピタルゲインは、所得税の課税対象とならない。ただし、不動産あるいは不動産主体会者（その資産の大半が不動産であるような会社）の株式を売却した場合の譲渡益には、不動産利得税（RPGT - Real Property Gains Tax）が課せられる。不動産利得税の税率は以下のとおりである。

不動産の処分までの期間	会社	個人	
		国民 & 永住者	左記以外
取得後2年以内の処分	30%	30%	30%
取得後2年超3年以内の処分	30%	30%	30%
取得後3年超4年以内の処分	20%	20%	30%
取得後4年超5年以内の処分	15%	15%	30%
取得後5年超の処分	5%	0%	5%

なお、いくつかの例外も認められており、以下はその例である。

- 個人について1万リンギットまたはキャピタルゲインの10%のいずれか大きい金額まで免税
- マレーシア国民または永住者について、生涯で最初の不動産取引から生じる不動産利得税について免税
- 夫婦、親子、祖父母と孫との間の贈与にかかる取引はキャピタルゲインが生じていないとみなされるため実質的に免税

印紙税

印紙税は広範囲の文書に対して課され、契約金額や文書の性質に応じて税額が異なる。

- 不動産の譲渡

譲渡価格	税率
100,000リンギットまで	1%
次の400,000リンギット	2%
500,000リンギット以上	3%

なお、2018年1月1日以降の取引より、1,000,000リンギット以上の価格帯の税率を3%から4%に引き上げる提案がなされている。

- 株式

売却価額または評価額のどちらか大きい金額に対して0.3%

非上場株式の課税標準としての評価方法:

以下の①から④のうち、いずれか最も高い額が評価額となる。

- ① 1株の額面
- ② 1株当たりの持分
- ③ 1株当たりの売価
- ④ 株価収益率法(PER法)による評価額

- 借入契約またはサービス契約

0.5%の従価型課税

借入(教育ローンを除く。教育ローン契約に係る印紙税は10リンギット)、サービス、リースに係る契約書に係る印紙税については、0.5%の従価型の課税形式となり、2009年1月1日から適用されている。

なお、2011年1月1日以降実行するサービス契約については、以下のとおり課税される。

全てのサービス契約(1段階)		印紙税 0.1%
多段階のサービス契約 (a) 政府が関与しない契約	第1段階	0.1%
	以後の段階	RM50を上限
(b) 政府との契約	第1段階	免税
	第2段階	0.1%
	以後の段階	RM50を上限

その他

税金ではないが、日本でいう固定資産税に類似するクイットレント(土地に関する固定資産税)およびアセスメント(建物に関する固定資産税)があり、不動産保有者が州政府等の地方行政当局より徴収される。

9 租税条約

租税条約とは

租税条約とは、二重課税の回避、脱税および租税回避等への対応を目的として締結されるものであり、国際標準となる「OECDモデル租税条約」を一般的にひな型として利用される。

二重課税の回避を目的として一般的には以下が規定されている。

- 事業所得が、支店等の活動により得た所得のみに課税することや、投資所得(配当、利子、使用料)の税率の上限を設定することなど、源泉地国(所得が生ずる国)の課税できる所得の範囲の確定
 - 外国税額控除等の居住地国における二重課税の排除方法
 - 税務当局間の相互協議(仲裁を含む)による条約に適合しない課税の解消
- 日本とマレーシアの間で締結された租税条約における主要な項目を列挙する。

恒久的施設の定義

- 1) 事業を行う一定の場所であって、企業がその事業全部または一部を行っている場所
 - a. 管理所
 - b. 支店
 - c. 事務所
 - d. 工場
 - e. 作業場
 - f. 鉱山、油井、採石場その他天然資源を採取する場所
- 2) 建築工事現場または建設または据付または組立の工事またはこれらの監督活動で6ヵ月を超える期間存続するもの
- 3) 代理人
 - a. 常習代理人:
外国企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行う者(ただし、物品または商品の購入に限られる場合を除く)
 - b. 従属代理人:
外国企業に代って注文に応じるために、その物品または商品の在庫を保有する者

配当・利子・ロイヤルティ

マレーシアから支払われる配当については、源泉税は課せられていない。配当に関しては、『3-7 課税所得の計算 配当課税制度』を参照。利子およびロイヤルティに関しては、租税条約において10%の税率が規定されている。

2017年5月現在有効なマレーシアとの租税条約における源泉税率

	国	配当	利息	ロイヤルティ
1.	Albania	NIL	10	10
2.	Australia	NIL	15	10
3.	Austria	NIL	15	10
4.	Bahrain	NIL	5	8
5.	Bangladesh	NIL	15	10
6.	Belgium	NIL	10	10
7.	Bosnia Herzegovina	NIL	10	8
8.	Brunei	NIL	10	10
9.	Canada	NIL	15	10
10.	Chile	NIL	15	10
11.	China	NIL	10	10
12.	Croatia	NIL	10	10
13.	Czech Republic	NIL	12	10
14.	Denmark	NIL	15	10
15.	Egypt	NIL	15	10
16.	Fiji	NIL	15	10
17.	Finland	NIL	15	10
18.	France	NIL	15	10
19.	Germany	NIL	10	7
20.	Hungary	NIL	15	10
21.	Hong Kong	NIL	10	8
22.	India	NIL	10	10
23.	Indonesia	NIL	10	10
24.	Iran	NIL	15	10
25.	Ireland	NIL	10	8
26.	Italy	NIL	15	10
27.	Japan	NIL	10	10
28.	Jordan	NIL	15	10
29.	Kazakhstan	NIL	10	10
30.	Kyrgyz Republic	NIL	10	10
31.	Kuwait	NIL	10	10
32.	Laos	NIL	10	10
33.	Lebanon	NIL	10	8

	国	配当	利息	ロイヤルティ
34.	Luxembourg	NIL	10	8
35.	Malta	NIL	15	10
36.	Mauritius	NIL	15	10
37.	Mongolia	NIL	10	10
38.	Morocco	NIL	10	10
39.	Myanmar	NIL	10	10
40.	Namibia	NIL	10	5
41.	Netherlands	NIL	10	8
42.	New Zealand	NIL	15	10
43.	Norway	NIL	15	10
44.	Pakistan	NIL	15	10
45.	Papua New Guinea	NIL	15	10
46.	Philippines	NIL	15	10
47.	Poland	NIL	15	10
48.	Qatar	NIL	5	8
49.	Romania	NIL	15	10
50.	Russia	NIL	15	10
51.	San Marino	NIL	10	10
52.	Saudi Arabia	NIL	5	8
53.	Seychelles	NIL	10	10
54.	Singapore	NIL	10	8
55.	South Africa	NIL	10	5
56.	South Korea	NIL	15	10
57.	Spain	NIL	10	7
58.	Sri Lanka	NIL	10	10
59.	Sudan	NIL	10	10
60.	Sweden	NIL	10	8
61.	Syria	NIL	10	10
62.	Switzerland	NIL	10	10
63.	Thailand	NIL	15	10
64.	Turkey	NIL	15	10
65.	Turkmenistan	NIL	10	10
66.	United Arab Emirates	NIL	5	10
67.	United Kingdom	NIL	10	8
68.	Uzbekistan	NIL	10	10
69.	Venezuela	NIL	15	10
70.	Vietnam	NIL	10	10
71.	Zimbabwe	NIL	10	10

出典: マレーシア国税当局 Website

10 税務調査

1) マレーシアの税務調査

法人については賦課年度2001から自主申告制度が導入された。2000年までは税務当局が賦課通知書(Form J)を発行するまで確定しなかった税額が、自主申告制度の導入により、申告書提出時に確定することになったが、定期的な税務調査が増加している。税務調査は所得の申告が税法に準拠してなされているか、所得控除項目は妥当か、税務上の優遇措置に基づく所得控除・税額控除・免税措置は適切に適用されているか、証憑および帳票の保管状況は良好かの観点から実施されるとともに遵法性の確認および過少申告者の取締りも目的としている。またIRBは、法人税調査については「Tax Audit Framework」を、移転価格調査については「Transfer Pricing Audit Framework」を2013年4月1日適用で発効している。

税務調査は「Tax Audit」と「Tax Investigation」がある。前者は定期的に会社に対して行われるもの、後者は明確な証拠に基づき租税回避行為等が疑われる場合のみ行われるものとして、区別されている。

2) Tax Audit

Tax AuditにはDesk AuditとField Auditがあり、Desk Auditの場合は納税者より必要な書類を取り寄せ、IRB内で行う。Field Auditの場合、納税者を訪問して調査を行う。調査開始前に事前に納税者に対して通知がある。

3) 対象賦課年度

法人税調査については、通常1年、最大で5年とされている。ただし、不正、租税回避等の行為があった場合には5年を超えてなされる可能性がある。

移転価格調査については、通常3～5年(最大で7年)とされている。

4) ペナルティー

法人所得税に係る過少申告があった場合のペナルティーは次のとおり。「Tax Audit Framework」参照。

① 自発的な申告(Tax Audit 通知受領前)

申告書提出期限から自己による修正申告が行われる期間	ペナルティー率
60日以内	10%
60日超 — 6ヵ月以内	15.5%
6ヵ月超 — 1年以内	20%
1年超 — 3年以内	25%
3年超	30%

- ② 自発的な申告 (Tax Audit 通知受領後、実際のTax Audit開始前) 35%
- ③ Tax Audit中の発見
45% (過少申告の場合、税法上はペナルティーは追徴税額の100%だが、実務上税務当局長官の裁量による容認で45%となる)
- ④ 再違反
45% + 再違反の都度10%加算 (最大で100%まで)。
なお、悪質な違反に対しては今後100%のペナルティーが課される可能性がある。

移転価格調査にかかるペナルティーは次のとおり。

「Transfer Pricing Audit Framework」参照。

状況	通常	移転価格調査の通知後、現地調査実施前の自主的な開示	移転価格調査の通知前の自主的な開示
租税回避行為あり	45%	35%	15%
移転価格文書の未整備	35%	30%	15%
移転価格ガイドラインに準拠していない文書の整備	25%	20%	20%
移転価格ルールとガイドラインに従った総合的に高品質の移転価格文書を取引と同時期に整備	0%	0%	0%

5) Tax Investigation

Tax Investigationは、納税義務者が故意に租税回避行為を行おうとしている、または税法等に規定される意図的租税回避行為を行ったことが明確な証拠に基づき疑われる場合にのみ実行される。調査について事前に通知はない。

「Tax Investigation Framework」に、税金の過少申告に対し課せられるペナルティーは、Tax Auditと比較して高率となっている。

11 税務行政関連

11-1 国税当局(IRB)への事前解釈申請

2007年1月1日より、IRBに対する事前の解釈申請手続が新設された。解釈申請には所定フォームを用い、申請内容は仮定ではなく、事実に基づいていることが必要である。また、解釈を申請する際にはIRBに対する手数料の支払が必要となる。

11-2 不服申立制度の整備

1967年所得税法に基づく現行の不服申立制度では、国税当局から発行された賦課決定通知書で所得税の追加納税義務が発生する場合に対してのみ、不服申立の権限を納税者に与えられている。その結果、納税者に所得税の追加納税義務(税務上の損失の場合を含む)が発生しない場合、所得税特別委員会(the Special Commissioners of Income Tax;「国税不服審判所」に相当)に対して不服申立はできず、そのため、現時点で所得税の追加納税義務のない納税者は、課税支払が生ずる通知書を将来発行されてから不服申立が可能となる。

2009年予算案の改正により、所得税の債務のない納税者にも不服申立が可能となるようにするため、納税者に課税通知ではなく非課税通知(Notification of Non-Chargeability)によって、所得税特別委員会への不服申立ができることが提案された。通知受領後30日以内に、Form Qを使用することで不服申立を行うこととなる。2009年1月1日より適用。

11-3 税関が所轄する間接税に関する不服申立審査機関の設置

1967年関税法、1972年売上税法、1975年サービス税法および1976年物品税法に関連する税関長官の決定に対する不服申立に関連し、下記の不服申立審査機関が新設されることになった。2007年3月1日より適用。

- 1) 審査機関は少なくとも3人の委員から構成される。3人の委員のうち、委員長は司法当局から、他の委員は間接税などの税務に精通した分野から選出される。
- 2) 税関長官の決定通知書の日から30日以内に不服申立期間への不服申立を提出。
- 3) 納税者が不服申立機関の決定に不服である場合には、裁判所へ提訴することも認められる。

11-4 税関当局との事前確認

1967年関税法、1972年売上税法、1975年サービス税法および1976年物品税法に関連する事象について、下記の事前確認制度が提案された。2007年1月1日より適用。

- 1) 事前確認の対象は主として、物品の区分、課税対象サービスの内容、課税のベースとなる物品またはサービスの評価額に関する事項になる。
- 2) 事前確認申請の際には証拠事実および税関における手数料を添えて、所定の書式を用いて提出することが必要。
- 3) 物品の輸入を実行する前またはサービスの提供を実施する前に税関当局への事前確認を申請することができる。
- 4) 特定の事前確認事項は当該事前確認事項を申請した納税者にのみ有効となる。
- 5) 事前確認された内容に記載誤りまたは法解釈の誤りまたは納税者側から提示された事象に後日変更があった場合または確認の根拠条文に変更が生じた場合には、関税長官は事前確認された事項の廃止または修正をすることができる。

12 為替管理

12-1 非居住者に対する規制

マレーシアへの投資

マレーシア非居住者がマレーシアへ投資することについての規制は無く、自由に投資資金を流出入することができる。

マレーシア非居住者は、いかなる形態のリングgit・アセットについて、直接またはポートフォリオ投資として自由に投資が可能である。

マレーシア非居住者は、マレーシアの投資から生じる投資回収にかかる収益、利益、配当およびいかなる収入も国に送金可能である。ただし、本国への送金はリングgit以外の外貨でなされなければならない。

マレーシア国内での融資

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行から外貨建ての借入を行うことが可能である。

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行および他の居住法人からのリングgit建ての借入について、以下の目的で可能である。

認可オンショア銀行からは、実際の事業目的の借入、商品・サービスの取引決済目的の借入、マレーシア国内の居住用・商業用の不動産購入（土地のみの購入を除く）目的の借入

商品およびサービスの決済

マレーシア非居住者は、居住者との取引において、外貨またはリングgitでの決済が可能である。

リングgitと外貨の交換

マレーシア非居住者は、リングgitと外貨の両替を認可オンショア銀行で自由に行うことが可能である。

外貨口座とリングgit口座

マレーシア非居住者は、認可オンショア銀行で外貨口座の開設が自由に可能であり、リングgit口座の開設も自由に可能である。口座にある外貨・リングgit資金は、外貨に両替後に海外に送金が可能である。

12-2 居住者に対する規制

外貨資産への投資

マレーシア居住者は、自己の外貨資金によって、外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。

マレーシア居住者は、リングgit建ての借入金が無い場合、リングgitを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。マレーシア居住者にリングgit建ての借入金がある場合、マレーシア国内のグループ法人と合計して暦年で5,000万リングgitを上限として、リングgitを外貨に両替して外貨資産への投資を自由に行うことが可能である。

外貨建ての借入金

マレーシア居住者は、認可オンショア銀行、居住／非居住の関連会社、居住／非居住の直接株主(10%以上保有)から外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。関連会社以外の非居住法人(非居住銀行を含む)からは、総額で100万リングgitを限度に、外貨建ての借入を自由に行うことが可能である。

リングgit建ての借入金

マレーシア居住者は、マレーシア非居住者である関連会社(銀行以外)および直接株主(10%以上保有)から、マレーシアで実際に事業を行う目的で、リングgit建ての借入を自由に行うことが可能である。その他のマレーシア非居住者からは、総額で100万リングgitを限度に、リングgit建ての借入を自由に行うことが可能である。

商品およびサービスの決済

輸出売上があるマレーシア居住者は、他の居住者との商品およびサービスの取引において、外貨での決済が可能である。

リングgitと外貨の交換

マレーシア居住者は、リングgitと外貨の両替を認可オンショア銀行で自由に行うことが可能である。

商品の輸出

商品の輸出にかかる全ての収益は、輸出日から6ヵ月以内に全額をマレーシアに送金されなければならない。6ヵ月以内に送金が困難な場合には、事前にマレーシア中央銀行に申請が必要となる。

非居住者との商品の輸出取引については、外貨またはリングgitでの決済が可能である(リングgit決済を行う場合、非居住者がマレーシア国内の認可オンショア銀行に外部口座(External Account)を有することが必要)。

非居住者との商品の輸出取引にかかる債権と、その他の取引にかかる債務を相殺して決済する場合には、事前にマレーシア中央銀行に申請が必要となる。

マレーシア居住者で、年間の輸出取引総額が5,000万リングgit以上となる輸出企業は、四半期ごとにマレーシア中央銀行へ報告書を提出する必要がある。

外貨口座

マレーシア居住者は、認可オンショア銀行およびオフショア銀行で外貨口座の開設が自由に可能である。

12-3 マレーシア中央銀行による新たな為替規制

マレーシア中央銀行は、2016年後半の急激なリングgit安を背景に、2016年12月2日に為替管理制度の変更を発表し、12月5日より施行された。マレーシア金融市場の発展を促進するための規制とされているが、マレーシアへ新規進出を検討している日系企業は、具体的な対応について金融機関への確認が必要である。

主な内容は以下のとおり。

- 輸出企業への輸出代金の75%のリングgitへの両替義務付け
- 国内取引におけるリングgit使用の義務化
- 実需に基づかない為替ヘッジ取引についての制限
- ネットティング取引の禁止

なお、例外対応をする場合には、マレーシア中央銀行への個別申請、承認が必要とされている。

13 会計と監査

13-1 マレーシアの会計基準

(1) IFRSと同一の会計基準

マレーシアの会計基準は、IFRSが導入されている。具体的には、マレーシア会計基準審議会(MASB)は、IFRSと同一の会計基準であるMalaysian Financial Reporting Standards(**MFRS**)と、中小企業版IFRS(IFRS for SMEs)と同一の会計基準であるMalaysian Private Entities Financial Reporting Standard(**MPERS**)を採用している。

上場会社、マレーシア中央銀行の監督下にある金融機関等の閉鎖企業以外の会社は、MFRSを採用する必要があり、閉鎖企業については、MFRSとMPERSを選択適用することができる。なお、閉鎖企業とは以下の要件に該当する企業をいう。

- 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行されるいかなる法律のもとでも財務報告の提出が要求されない企業、かつ
- 証券委員会またはマレーシア中央銀行により施行される法律のもとで財務報告の提出が要求される企業の子会社／関連会社／共同支配会社でないこと

日系企業の多く(金融機関を除く)は閉鎖企業に該当するが、簡便なMPERSを選択するケースが比較的多い。IFRSとMFRSまたはMPERSとの主な相違は、IFRSには連結財務諸表作成の免除規定があるが(最終親会社が連結財務諸表を作成している場合などの一定の要件を満たす場合)、マレーシアの会社法は、マレーシア法人が子会社を持つ場合には連結財務諸表を作成することを義務付けていることから、MFRSまたはMPERSにはこのような連結財務諸表作成の免除規定がないことである。

なお、MFRSはIFRSと同様の頻度・タイミングで改正され、新会計基準の適用時期もIFRSと同じ扱いとなっている。一方、MPERSはIFRS for SMEsにあわせ、概ね3年ごとに改正がなされている。

(2) MFRSとMPERSの主な相違点

項目	MFRS	MPERS
有形 固定資産	借入費用の資産化あり。	借入費用の資産化なし。
無形 固定資産	耐用年数を特定できない無形固定資産については、償却せず年次の減損テストが適用される。 開発費の資産化あり。	全ての無形固定資産(のれんを含む)は、有限の耐用年数があるものとして取り扱われる。 開発費の資産化なし。
政府補助金	資産に関連する補助金は、繰延収益として処理するか、当該資産の取得原価から控除する。	補助金の認識要件を満たした時に収益として処理する。
金融商品	2018年1月1日以降開始事業年度よりIFRS9号と同等の基準が適用される(早期適用可)。	IAS39号の概念に基づいている。
収益	2018年1月1日以降開始事業年度よりIFRS15号と同等の基準が適用される(早期適用可)。	IAS18号の概念に基づいている。
リース	2019年1月1日以降開始事業年度よりIFRS16号と同等の基準が適用される(早期適用可)。	IAS17号の概念に基づいている。

(3) 会計基準適用における実務上の留意点

①機能通貨

MFRS、MPERSともに「機能通貨」の概念があるが、USドルなどリングgit以外の通貨で販売、購買取引を行うケースが多い場合には、会計帳簿を作成するための機能通貨がリングgit以外のUSドルなどの外国通貨になる可能性がある。この際、マレーシアの税務当局は法人税の申告においては外貨建て取引をリングgitで記録することを要求している。このため、会計帳簿と税務帳簿の作成通貨が異なることになる可能性があり、実務上の対応が非常に難しくなっていることから留意が必要である。なお、機能通貨がUSドルなどの外国通貨になった場合でも、法定の財務諸表を作成する際の表示通貨はリングgitにする必要がある。したがって、決算報告書である「Audit Report」はリングgitで表示する必要がある。

なお、2016年12月に発表されたマレーシア中央銀行による為替規制により、マレーシア国内取引においてリングギットの使用が義務化されたことから、当該規制が機能通貨の決定に影響を与える可能性があり、留意する必要がある。

②有形固定資産の減損会計

日本基準とは異なり、減損の兆候について「損益やキャッシュ・フローが継続してマイナス」といった数値基準はなく、状況によっては単年度でも赤字になれば減損の兆候があると判断される場合がある。また、減損の兆候がある場合には、割引前キャッシュ・フローで減損損失の認識の必要性を判定するといったステップはなく、直ちに割引後キャッシュ・フローまたは処分費用控除後の公正価値をベースとした減損テストが実施される。また、キャッシュ・フローの割引に使用される割引率は、資産に固有のリスクを反映したものとして、類似の上場会社の資本コスト等をベンチマークとした加重平均資本コスト(税引前に引き直したもの)が使用され、一般に日本で使用されている割引率よりも相当程度高くなるとともに、その算定自体が専門的であるため、限られた人員で運営されている現地日系企業にとってはその対応が難しい場合がある。

13-2 法定監査と監査基準

原則として全ての会社および外国会社の支店は年次の会計監査を受けなければならない。したがって、日系企業の子会社や支店も会計監査を受ける必要がある。ただし、清算期間中の会社については、会計監査は免除されている。駐在員事務所は監査の対象ではない。

マレーシアの監査基準は国際監査基準と同等である。

14 会社法

14-1 会社の種類

マレーシアにおいては、下記の種類の会社が認められている。

- 株式有限責任会社
- 保証有限責任会社
- 無限責任会社
- 外国企業(支店)

また、株式有限責任会社は非公開会社(Sdn. Bhd.)と公開会社(Berhad)とに区分される。以下、日系企業の進出形態として最もよく活用されている株式有限責任会社のうち、非公開会社を前提として説明する。

非公開会社は下記のように定義される(会社法42条、43条)。

- ① 株式の譲渡制限 — 取締役の事前承認が必要
- ② 株主数50人以下
- ③ 株式および社債の一般公募不可
- ④ 一般からの預金の受入不可

14-2 会社定款

2016年会社法の下では、保証有限責任会社を除き、定款の作成は任意となった(会社法31条)。ただし、後述のように優先株等の種類株式を発行する場合には定款にその旨を定める必要がある。なお、ビジネスライセンス等の手続の関係で定款が必要になることがあるため留意が必要。

また、定款の採用、変更は株主総会の特別決議事項となる(会社法32条、36条)。

14-3 株式

(1) 定款の定めにより、異なる種類の株式を発行することが可能(会社法69条)

- ・ 普通株式
- ・ 優先株式
- ・ 償還権付優先株式^{*1}
- ・ 特別な議決権あるいは議決権に制限のある(無議決権を含む)株式

^{*1} 条件によっては、会計基準上は資本ではなく金融負債として取り扱われることもある。

また、額面制度は2016年会社法の下、廃止されている(会社法74条)。さらに、株主からの要請がない限り、株券の発行は要求されていない(会社法97条)。

(2) 増資

- 株主総会の普通決議(会社法75条)
発起人への割当時、株主割当等の場合を除き、予め株主総会の普通決議による承認が必要。株主総会の決議に基づいて取締役会に新株発行の権限を委譲することも可能であり、この場合には、承認後14日以内にマレーシア企業委員会(CCM)への提出が必要。また、当該権限は、非公開会社で定時株主総会の開催が不要である場合、12ヵ月を超えないことと規定されている(会社法76条)。
- マレーシア企業委員会(CCM)への報告(会社法76条―78条)
株式割当実施後14日以内に提出。

(3) 減資の手続

減資は株主総会の特別決議事項である(会社法115条)。また、従前、裁判所の申請認可が必要であったが、適切な債権者保護を図りつつ、減資手続の迅速化のため、2016年会社法のもとでは、裁判所による申請認可による手続に加え、ソルベンシーテストに基づく新たな減資手続が導入された。

《ソルベンシーテストに基づく新たな減資手続》

- 取締役によるソルベンシーテストとソルベンシーステイトメントの作成(会社法112、113条)。
12ヵ月間の債務返済に関するキャッシュ・フローテストと会社の債務よりも会社の資産が超過していることの確認。
- 株主総会后7日以内にマレーシア国税当局(IRB)への通知、ソルベンシーステイトメントをマレーシア企業委員会(CCM)へ提出(会社法117条)。
- 新聞に公告、債権者は減資決議後6週間以内に裁判所に減資に対する異議を申し出ることができる(会社法117条、118条)。

14-4 株主総会

(1) 株主総会の開催(会社法340条)

2016年会社法により、非公開会社は年次株主総会の開催を省略することが可能となった(会社法上、非公開会社は各事業年度ごとに株主総会を開催することが要求されなくなった)。

(2) 開催場所(会社法327条)

議長が出席するメイン会場はマレーシアに設置する必要があるが、定款の定めにより、通信技術を使って複数会場を設置することも可能である。例えば、テレビ会議システム等を用いて株主が日本から株主総会に参加することも可能である。

(3) 議長(会社法329条)

通常は定款で取締役会の議長が兼務することを定める。その定めが定款に無いときは総会で選任される。

(4) 決議方法

非公開会社においては、取締役または株主の提案による書面決議が可能。ただし、取締役および監査人の任期満了前の解任決議に対しては適用されない(会社法297条)。書面決議の場合、書面送付(電子送付も可)から28日以内になされた書面による株主の合意に基づいて決議がなされる(会社法306条、307条)。

(5) 決議内容

① 普通決議(会社法291条)

会社法あるいは定款の定めにより特別決議が必要とされる場合以外の決議であり、出席株主または主席株主の議決権の過半数をもって決する。

② 特別決議(会社法292条)

株主総会開催日の21日前に通知を送付することが必要となり、出席株主または出席株主の議決権の4分の3以上をもって決する。

特別決議が必要となる主な事項

- 会社名変更(会社法28条)
- 定款の採用、変更(会社法32条、36条)
- 公開会社、非公開会社間の会社形態の変更(会社法41条)
- 種類株式の発行(会社法69条)
- 減資(会社法115条)
- 会社の清算(会社法439条)

14-5 取締役

(1) 定義(会社法196条)

非公開会社は最低1人以上、公開会社は最低2人以上の居住取締役(マレーシア国内に住所を有する者)を登記しなければならない。マレーシア入国管理局から付与された就労許可証を有する外国人もここに言う“居住”を満たす。

(2) 選任(会社法202条)

設立時を除き、取締役会(定款の定めによる)または株主総会の普通決議により選任される。

(3) 退任(会社法205条)

会社法には、取締役の任期に関する定めはないが、定款に特別な規定がない限り、以下の取締役の退任にかかる規定が定められている。

- 最初の定時株主総会において、全取締役が退任する(公開会社の場合)。
- その後の定時株主総会においては、取締役の3分の1が(四捨五入)が退任する(最も在任期間が長い取締役から退任する)。
- 退任取締役はそのまま再任される権利を持つ。

(4) 辞任(会社法209条)

取締役が辞任書を提出し、取締役会で確認された後に辞任となる。ただし、会社の取締役が1人のみである場合、辞任を申し出ても、後任の取締役が選任されるまでは当該辞任は有効とはならない。

(5) 解任(会社法206条)

非公開会社の場合、定款の定めにより株主総会の普通決議で解任できる。公開会社の場合も株主総会の普通決議で解任できるが、当該取締役に対する事前の通知が必要であり、当該取締役は口頭または書面で解任議案に対して抗議することができる(会社法207条)。

(6) 義務と責任(会社法213条ほか)

- 誠実な受託者としての義務
- 善良なる管理者としての注意義務
- 会社財産の不適切な利用や関係者間取引の禁止
- 適切な経理、会計記録の保管

(7) 利益相反取引の制限規定(会社法224条ほか)

- 取締役に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役の利害関係者に対する金銭の貸付の禁止
- 取締役および取締役の利害関係者との重要な資産の取引の制限
- 会社と競合する事業・取引の禁止

(8) 取締役の報酬(会社法230条)

公開会社およびその子会社の取締役ににかかる報酬は株主総会の決議事項である。一方、非公開会社の場合、定款で定めることにより取締役会での決議が可能となるが、当該決議について14日以内に株主への通知が必要となる。

14-6 会社秘書役

既述のとおり、会社は1人以上の会社秘書役を任命する必要がある。会社秘書役はマレーシアに居住する自然人であり、会社秘書役の協会の会員であることが求められる(会社法235条)。

会社秘書役の選任・解任は、取締役会の決議により可能である(会社法236条、239条)。

14-7 会計監査人

既述のとおり、会社は規模の大小を問わず、マレーシアで監査業務の遂行を認められた者を会計監査人として任命する必要がある(会社法267条)。会計監査人はマレーシア会計士協会(MIA)の会員であることが求められる。

会計監査人の選任は、会社設立時を除き、株主総会の普通決議による(会社法267条)。

14-8 会社の決算と配当

(1) 会社の決算

取締役は会計帳簿を維持し、会計基準に準拠して適正な財務諸表を作成する義務がある(会社法248条)。事業年度末日から6ヵ月以内(会社設立初年度は、設立日後18ヵ月以内)に株主に決算報告書を送付し、送付から30日以内にマレーシア企業委員会(CCM)に決算報告書を提出する必要がある(会社法258条、259条)。

(2) 利益配当(会社法 131 条、132 条)

会社は、株主に対して会社の利益を原資として、会社の債務支払能力に問題がない場合に配当することができる。配当は取締役会の決議で実施可能であり、取締役は、配当を実施しても会社の債務支払能力に問題がないことを確認のうえ、配当の実施を検討する。会社の債務支払能力に問題がないことは、配当実施後12ヵ月以内に支払期限が到来する債務の支払に問題がないことをいう。

14-9 会社の清算

(1) 会社清算の種類

会社の清算については以下が規定されている(会社法432条)。

- 株主による任意清算
- 債権者による任意清算
- 裁判所の命令による強制清算

(2) 株主による任意清算

株主による任意清算とは、会社に支払能力があり、清算人を選任して行われる会社の清算方法である。

- 取締役の過半数による、“清算手続開始後12カ月以内に對外債務の返済が可能であること”の宣言(Declaration of solvency)(会社法443条)
- 臨時株主総会において清算の特別決議および清算人の選任(会社法439条)
- 株主総会特別決議をマレーシア企業委員会へ提出(会社法439条)
- 新聞公告(会社法439条)
- 最終の税務クリアランスを税務当局より入手※
- 残余財産の分配
- 最終の株主総会を招集、開催し、最終の決算書承認および帳簿の処分の承認を決議

※税務当局による最終の税務クリアランスについては、実務的に長期間に及ぶ傾向がある。

連絡先

【マレーシア】

KPMGマレーシア事務所

Level 10, KPMG Tower 8, First Avenue
Bandar Utama 47800 Petaling Jaya
Selangor, Malaysia

T: +60-3-7721-3388

F: +60-3-7721-3399

渡辺 和哉（わたなべ かずや）

T: +60-3-7721-3107

E: kazuyawatanabe1@kpmg.com.my

榊原 大輔（さかきばら だいすけ）

T: +60-3-7721-5394

E: daisukesakakibara@kpmg.com.my

松元 勝彦（まつもと かつひこ）

T: +60-3-7721-3504

E: kmatsumoto2@kpmg.com.my

【日本】

有限責任 あずさ監査法人

ASEAN事業室

E: ASEAN@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2017 KPMG, a partnership established under the Malaysian law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 17-1545

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.